

令和7年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和7年11月28日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君  
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君  
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君  
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君  
13番 鈴木 豊君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	石田 洋丈君	総務課長	渡邊 徹君
社会福祉課長	長田 孝代君	長寿介護課長	野木 雅代君
健康増進課長	藤曲 喜久君	こども未来課長	武藤 浩君
商工観光課長	湯山 浩二君	農業振興課長	安部 将彦君
都市整備課長	遠山 洋行君	建設課長	山口 幸治君
上下水道課長	松本 哲也君	学校教育課長	勝俣 暢哉君
生涯学習課長	金子 節郎君	総務課総務法規・監查班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長 杉山 則行君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君

散 会 午後2時02分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第8 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第9 議案第77号 財産の取得について
- 日程第10 議案第78号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第79号 小山町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第80号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第81号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第82号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第83号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第84号 令和7年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第85号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第86号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第87号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第88号 第5次小山町総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第21 議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について
- 日程第22 意見陳述の日時・場所及び数の決定
- 日程第23 議案第90号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第91号 町道路線の変更について
- 日程第25 議案第92号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第93号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第94号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第95号 小山町立水田利用再編対策研修センター施設の指定管理者の指定について

- 日程第29 議案第96号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第98号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第99号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第33 議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第34 議案第101号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第102号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。小山町議会傍聴規則第7条第4号の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（鈴木 豊君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和7年第5回小山町議会12月定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配布しましたとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 白井光昭君、6番 小林千江子君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木 豊君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配布してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（鈴木 豊君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第8号から議案第102号までの31議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 令和7年第5回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告4件、同意1件、財産の取得1件、条例の制定、一部改正8件、給与の改定等に伴う補正予算5件、第5次小山町総合計画後期基本計画の策定1件、住民投票条例について1件、町道路線の認定、変更2件、指定管理者の指定5件、補正予算3件の合計31件であります。

初めに、報告第8号から第10号までの専決処分の報告についてであります。

本件は、町道管理の瑕疵によって発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し専決処分をしましたので、報告するものであります。

次に、報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

本件は、令和8年3月31日で任期満了となります委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第77号 財産の取得についてであります。

本案は、令和7年度小山町備蓄食料購入事業の災害時用備蓄食料を購入するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正するものであります。

次に、議案第79号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院勧告や県内の特別職の期末手当の支給状況等を勘案し、適正な水準となるよう、特別職の期末手当の支給月数について、職員と同様に0.05月引き上げ、4.65月とするため、改正を行うものであります。

次に、議案第80号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町議会議員の期末手当の支給月数を改正するものであります。改正の内容は、議員の期末手当の支給月数を現行の3.8月から0.05月引き上げ、3.85月とするため、改正を行うものであります。

次に、議案第81号から議案第85号までについては、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の補正予算であります。

いずれも人件費関係の補正であり、補正の内容は、人事異動による増減、退職・育児休業等に係る減、会計年度任用職員の任用に係る増及び人事院勧告による給与改定に伴うものなどであり  
ます。

一般会計の人件費は、全体として増額となっており、国民健康保険特別会計は減額、介護保険特別会計は増額となっており、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の増減額は、一般会計の繰出金で調整するものであり、一般会計において、それ以外の差額を予備費で調整するものであります。

次に、水道事業会計については、既定の予算総額に収益的支出を105万5,000円増額し、総額を3億7,522万4,000円とするものであります。

また、下水道事業会計につきましては、既定の予算総額に収益的支出を37万5,000円を増額し、総額を2億112万4,000円とするものであります。

次に、議案第86号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童福祉法等の改正により、虐待に関する通報義務が創設されたこと等に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第87号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、下水道法第25条に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る技術的な助言の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第88号 第5次小山町総合計画後期基本計画の策定についてであります。

本案は、令和8年度から令和12年度までを期間とする後期基本計画を策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例についてであります。

本案は、地方自治法第74条第1項の規定による小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例の制定の請求を、令和7年11月20日に受理いたしましたので、同条第3項の規定により、意見を付して付議するものであります。

次に、議案第90号から議案第91号までの町道路線の認定、変更についてであります。

本案は、新東名高速道路建設事業で、新設又は付け替える道路の区域等が確定したことから、町道として認定するとともに、関係する町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第92号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者を大御神区に指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第93号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定についてであります。

小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者を株式会社ふじおやまに指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第94号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてであります。

小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者を株式会社名鉄ミライトに指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第95号 小山町立水田利用再編対策研修センター施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町立水田利用再編対策研修センターの指定管理者を一色区に指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町生涯学習施設の指定管理者を小山町ライフデザインパートナーズに指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、小山町食の創造拠点施設の設置及び管理、運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第98号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、中学校体育館に空調設備を設置することに伴い、冷暖房の使用料を定めるため、小山町立学校等使用条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第99号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法が運用開始されたことに伴い、小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第100号から議案第102号までについては、一般会計のほか、一つの特別会計と下水道事業会計の補正予算であります。

初めに、議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億601万4,000円を追加し、歳入歳出総額を157億8,727万円とするとともに、継続費の補正、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正をしております。

次に、議案第101号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出総額を20億2,643万6,000円とするものであります。

次に、議案第102号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に資本的支出を350万円増額し、総額を1億8,300万6,000円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました31議案につきましての提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、同意第5号、議案第89号につきましては私から内容説明をいたし、議案第79号、議案第80号及び人件費のみの補正予算であります議案第81号から議案第85号を除き、その他の案件は関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

日程第4 報告第8号 専決処分の報告について

日程第5 報告第9号 専決処分の報告について

日程第6 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（鈴木 豊君） 次に、日程第4 報告第8号から日程第6 報告第10号までの専決処分の報告案件3件については、一括議題といたします。

それでは、報告第8号 専決処分の報告について、報告第9号 専決処分の報告について、報告第10号 専決処分の報告についての3件について報告を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 報告第8号、第9号及び第10号の3件について、一括して報告いたします。

議案書は3ページからとなります。

3件全て、町道において発生した自動車損傷事故における損害賠償の額が和解により決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

初めに、報告第8号及び第9号は、本年9月14日、大御神地内の町道上野大御神線を富士スピードウェイ方面に走行中、町道に発生していた道路陥没に左前輪が落ちタイヤが損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金として、報告第8号は7,377円、報告第9号は7,764円を町が支払うことで示談が調い、それぞれ令和7年10月20日と11月4日に専決処分したものであります。

次に、報告第10号は、9ページからとなります。

本年9月15日、竹之下地内の町道2407号線を神奈川県方面に走行中、町道に発生していた道路陥没に右前輪が落ちタイヤが損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金7,556円を町が支払うことで示談が調い、令和7年10月3日に専決処分したものであります。

なお、3件の損害賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額補填されます。

今後、町道の維持管理及び事故防止対策につきましては、職員によるパトロール体制のさらなる強化を図り、安心安全な道路管理に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

報告は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 部長の報告は終わりました。報告第8号から報告第10号までの専決処分の報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第7 報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（鈴木 豊君） 次に、日程第7 報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

議案書は12ページをお開きください。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき放棄をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

今回放棄した債権の件数は2件、金額は138万4,600円であります。

その内訳でございますが、表に記載してありますように、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第2号に該当する債務者が、破産法第253条第1項、その他の法令の規定により破産手続が終了し、家賃についてその責任を免れたことによるためであります。

報告は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 部長の報告は終わりました。本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

日程第8 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長（鈴木 豊君） 次に、日程第8 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱され、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として活動を行っておられます。

小山町の定員は5人で、各小学校区に1人ずつおり、男性3人、女性2人が委嘱されております。

このうち、成美地区の小野ヒロ子さんが、令和8年3月31日で任期満了となります。

小野ヒロ子さんは、令和5年4月1日から1期3年にわたり御尽力をいただいておりますが、人格、識見ともに高く、地域社会の実情につうじ、人権擁護委員としてふさわしい方であります。

今回、任期満了に当たり再度委員をお願いいたしたく、推薦するものであり、法の規定から候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間であります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第9 議案第77号 財産の取得について

○議長（鈴木 豊君） 日程第9 議案第77号 財産の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局长 高村良文君。

○危機管理局长（高村良文君） 議案第77号 財産の取得についてであります。

議案書は13ページからとなります。

本案は、令和7年度小山町備蓄食料購入事業による、災害時に避難者等の生命を守るために備蓄する食料等の購入であり、地方自治法第96条第1項第8号及び小山町条例、議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要ですが、備蓄品の更新及び追加購入するものであります。内容は、カンパン400食、クラッカー1,750食、ビスケット1,200食、アルファ化米6,000食、レトルト飯3,000食、レトルトパン3,000食、保存水1,920本を購入するものであります。

購入入札は、11月19日に9者による指名競争入札を執行したところ、旭産業株式会社沼津営業所が680万4,700円で落札決定し、消費税相当額54万6,376円を加え、735万1,076円で売買契約を締結するものであります。

なお、納入予定期日は、来年、令和8年3月13日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第78号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第10 議案第78号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第78号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は14ページからになります。

地方公務員法第14条では、地方公共団体は給与、勤務時間等、社会一般の情勢に適應するように、随時適当な措置を講じなければならないと定めております。

本案は、同条により、本年8月に人事院から出されました給与勧告等に準じ、職員の給料月額、並びに期末・勤勉手当の支給月数の引上げ等の改正を行うものであります。

初めに、給与改正についての背景や経緯について御説明をいたします。

人事院では、官民の給与について調査をした結果、公務員の月例給及び特別給が、民間の給与

水準を下回っていることから、給与の較差解消について勧告がなされたものであります。

具体的には、月例給は、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、若年層に重点を置き、引上げを行うものであります。

また、特別給は、民間の支給割合及び支給状況に見合うよう、期末手当と勤勉手当を改定するものであります。

本町におきましても、適正な給与及び処遇を確保することは、人材の確保に資するものであることから、初任給を引き上げるなど、若年層に重点を置き給料の改定をするものであります。

このたび改正する町の条例は、四つの条と附則で構成し、関連条例を併せて改正するものであります。

それでは、議案書の15ページを御覧ください。

第1条では、職員の12月に支給する勤勉手当の支給率を0.05月引き上げ年間4.65月に、再任用職員の支給率を0.05月引き上げるものであります。別表の給料表の改正は、職員の大卒初任給を1万2,000円、高卒初任給を1万2,300円それぞれ引き上げ、これを踏まえて、若年層の職員の号給を中心に引き上げるものであります。

議案書24ページをお開きください。

第2条は、職員及び再任用職員の令和8年度以降の期末・勤勉手当の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

第3条では、特定任期付職員の給料月額を引き上げるとともに、12月の期末手当の支給率を0.05月引き上げるものであります。

第4条は、特定任期付職員の令和8年度以降の期末手当の改正を行うものであります。

なお、附則において、施行期日を公布の日からとしておりますが、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定に関する規定は令和8年4月1日から施行し、給与改定に関する規定は令和7年4月1日に遡って適用するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（平野正紀君） 本条例改正の俸給、給与月額に当たるものですが、この改正の適用期日についてお伺いいたします。

本改正条例に規定する一般職については、条例公布後、令和7年4月1日に遡っての適用であります。これに関連して別の条例に規定する会計年度任用職員についての遡及適用はありません。国の人事院勧告に合わせての一般職、正規職員の遡及適用は理解するところでございますが、同じ役場のスタッフでありながら、また昨今の全国的な賃上げの動向を鑑みましても一般職と同様に扱うべきものと考えます。近隣自治体においては、一般職と同様に会計年度任用職員について

ても遡及適用している事例もあるとのことでした。

そこで、仮に会計年度任用職員について本年4月に遡及適用した場合の概算の費用負担について、また町として本件について今後どのような展望をお持ちなのか、2点お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

このたびの会計年度任用職員の給与改定を本年4月に遡及した場合の概算費用になりますが、約4,000万円弱と試算をしております。

今後につきましては、会計年度任用職員の遡及適用を前提に、本町の給与システムの改修、会計年度任用職員の勤務状況、近隣市町の状況などを検証し、検討をしております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私はただいま議案となりました議案第78号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

役場職員の給料、ボーナスにつきましては、言うまでもありませんが、町民の税金をもって充てているわけでありますので、町民の理解の下で適切な額であることが求められます。そうした点で、幾つかの疑問を抱くところであります。

2024年度のデータを見ますと、小山町役場職員の平均年収は、43歳で682万円です。県下では裾野市、富士市に次いで3番目に高額になるわけであります。ボーナスにつきましては、182万円で、静岡県下では不動の1位であります。ちなみに、町の部の全国のランクでは、年収に関しては大阪の田尻町に次いで2位です。ボーナスも東京の奥多摩町に次いで2番目であります。データによっては、年収・ボーナスとも全国1位となっているのであります。これは全国の順位なのであります。

役場は、職員の年齢構成が高いので収入が高額になっていると説明に終始しております。確かに職員の年齢構成が高ければ、支給額が高くなるのも自然であります。

しかしながら、静岡県下においても、平均年齢が小山町より高いけれども、年収・ボーナスとも小山町より低い支給額の自治体もあります。

全国レベルで見れば、小山町は全国で1番ないし2番目なのでありますから、職員の平均年齢が小山町より高くても収入が低い町はあまたあるわけであります。

してみると、小山町は職員の年齢構成が高いからということだけでは、高額給与を説明できないのではありませんか。

役場職員への給与・ボーナスの額は、人口規模からすると、少し理解しにくいほどに高額になっているのではないのでしょうか。町民の中に不信感が生まれるのも理由があります。

本議案については、そもそも民間企業とのバランスを取ることが求められております。地域経済とのバランスに関する考察、いわゆる具体的には町内の民間の給与とのバランスに関する考察もなく、納税者への説明責任を果たしておりませんので、反対をいたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第79号 小山町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第11 議案第79号 小山町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第79号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第80号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第12 議案第80号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第81号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第4号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第13 議案第81号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第82号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第14 議案第82号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第83号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第15 議案第83号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第84号 令和7年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第16 議案第84号 令和7年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第85号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第17 議案第85号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第85号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第86号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長(鈴木 豊君) 日程第18 議案第86号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長(小野正彦君) 議案第86号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。

議案書は38ページからであります。

本案は、上位法である児童福祉法が改正され、こども園や放課後児童クラブなどで、職員等による虐待を発見した場合の通報義務が創設されたことにより、第33条の10に2項及び3項が加えられました。それに伴い、小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第25条に記載のある「第33条の10各号」を、小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条に記載のある「第33条の10各号」を、小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条に記載のある「第33条の10各号」を、小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条に記載のある「第33条の10各号」を、「第33条の10第1項各号」に改正します。

また、小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、町で実施する1歳6か月健診・3歳児健診の結果をもって、利用開始時等の健康診断の全部又は一部の健康診断を行わないことができると改正されたことに対し、第17条も併せて改正いたします。

なお、施行日につきましては、公布の日からといたします。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第86号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。  
それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長(鈴木 豊君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第87号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長(鈴木 豊君) 日程第19 議案第87号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について  
を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長(清水良久君) 議案第87号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてで  
あります。

議案書は41ページをお開きください。

本案は、令和7年4月22日に下水道法第25条に基づき下水道管理者において制定する条例に係  
る技術的助言である標準下水道条例が改正されたことに伴う条例の一部改正であります。

改正の内容は、新旧対照表の43ページをお開きください。

条例第12条で、排水設備指定工事店の指定要件となります排水設備工事責任技術者の専属義務  
を緩和し、複数の営業所を兼任できる選任に見直しを行うものであります。

また、災害や非常時の場合に、ほかの下水道事業管理者が指定しました下水道排水設備指定工  
事店による排水設備等の工事を可能にするための規定を加え、復旧工事等の円滑な実施を可能に  
する内容に改正するものであります。

なお、施行日につきましては、公布の日からといたします。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第87号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第88号 第5次小山町総合計画後期基本計画の策定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第20 議案第88号 第5次小山町総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第88号 第5次小山町総合計画後期基本計画の策定についてであります。

本案は、令和8年度から令和12年度までを期間とする後期基本計画を策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として、議会の議決を求めるものであります。

初めに、別冊、第5次小山町総合計画後期基本計画（案）の20ページから27ページにかけて、基本構想については、前期基本計画に引き続き踏襲いたします。

なお、24ページ、将来人口につきましては、令和2年度に設定いたしました将来人口について、社人研の令和5年推計を基に再検討しましたところ、前期の施策の成果もあり、非常に近い推計値となっております。令和12年度、2030年度の将来人口は、政策の方向性を維持し、さらに後期基本計画に掲げる施策の推進により、現在設定している1万6,500人を踏襲いたします。

29ページからが後期基本計画となります。

30ページから31ページにかけて、後期基本計画の構成を示してあります。

基本構想の施策の大綱で定めた七つの基本目標に対して、前期では34本の基本施策で構成しておりましたが、感染症対策、未来拠点事業等時代の変化と事業の進捗により施策を統合する一方、人権・多様性、地域間交流・多文化共生を新たに追加し、27本の施策といたしました。

次に、34ページ、地方版総合戦略との関係についてであります。地方版総合戦略が、まち・ひと・しごと創生法に定める個別計画であり、条例に基づく総合計画とは目的や政策範囲が一致しないことを鑑み、後期基本計画では、一体化することなくそれぞれで策定することといたしました。

次に、35ページから39ページにかけては、SDGsと第5次小山町総合計画との関係についてであります。

本町は、令和7年7月にSDGs未来都市に選定されており、総合計画の施策を講じることにより、引き続き積極的な取り組みを進めるものであります。

次に、40ページから41ページにかけて、後期基本計画で重点的に取り組む施策や事業を束ねた重点プロジェクト「安心して快適に暮らせるおやまの創出」「地域資源の活用と連携によるにぎわいあるおやまの創出」「企業誘致の促進と持続性ある産業の創出」の三つを選定いたしました。

次に、43ページから、27本の基本施策のそれぞれについて、5年後の姿、現状と課題、指標、施策の方向性と主な事業、関連する主な計画・施策をまとめております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（藺田豊造君） 説明していた21ページ、字句についてちょっと。時々「暮らす」という字が出てくるんだけど、何かイメージとして暗いというイメージがあるもので、この「暮らす」という字の「暮」を何かほかの意味に変えるような発案はないかどうか。

どうも「暮らす」というこういったは、この字以外はないと思うんだけど、ほかに。どうも日没とか暗いというイメージが付きまとうわけです。明るい町にするには字句を考えた方がいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 藺田議員の御質問にお答えさせていただきます。

藺田議員のおっしゃった21ページにつきましては、基本構想のところであると認識しております。それで先ほど説明させていただいたとおり、基本構想は前期基本計画のまま踏襲させていただいております。特に変更することは考えておりませんが、おっしゃっている趣旨で、やはりその辺のところ、次期の計画の方にも御意見としていただかさせていただきたいというふうを考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第88号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第21 議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例についてを議題とします。

あらかじめ御了承願います。

議案第89号は、本日の日程第3により町長から提案説明がされました。この後、町長からの内容説明を求めます。内容説明の後、議員は当局に対して質疑ができます。なお、質疑はこのときのみとなります。

次に、請求代表者の意見陳述の日時・場所及び数の決定を行います。

次に、決定した意見陳述の日時に、請求代表者が意見陳述をします。なお、請求代表者への質疑はできないこととなっております。

最終日、12月12日に討論を行った後、採決を行いますので、御承知いただきたいと思ひます。

それでは、内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例についてであります。

令和7年11月20日に、地方自治法第74条第1項の規定による、小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例の制定の請求があり、これを受理しましたので、同条第3項の規定により意見を付けて議会に付議するものであります。

初めに、経緯について説明をいたします。

現在、小山町内の小学校5校に設置された既存の屋外プールは、老朽化が著しく、漏水や機械設備の故障などが発生しております。また、天候に左右されることで小学校の水泳授業の実施率が計画の半分にとどまる学校もあるなど、教育環境上の課題を抱えております。

さらに、町民の健康増進に関する調査から、運動習慣が少ないという課題が明らかになり、町民が気軽に利用できるスポーツ環境の整備が課題の一つとなっております。

これらの課題を解決するため、既存の屋外プール5か所を集約し、通年利用が可能な屋内プールを整備する方針を決定いたしました。これにより、安定した水泳授業の実施と、新たなスポーツ環境の充実、町民の健康増進が図られます。

令和6年以降、町民への説明会、意見交換会を開催して、整備施設の基本計画案をはじめとする様々な情報を複数回提供し、議会に対してはプロポーザルによる事業者募集の考え方などについて説明を重ねてきました。

本件施設の整備に当たり、令和7年4月から造成設計に着手し、同年6月には小山町温水プール整備・運営事業の公募型プロポーザルを実施いたしました。選定委員会を経て、同年7月に臼幸産業株式会社ほか3社の事業者グループが優先交渉権者として選定され、同年8月に協定を締結をいたしました。造成工事は、令和7年9月に指名競争入札を行い、議会9月定例会において、工事請負契約の締結について承認をされました。

工事スケジュールは、造成工事を令和7年9月から令和8年6月まで、その後、本体の建設工事を令和8年6月から令和9年中までで予定をいたしております。

次に、請求代表者から提出された住民投票条例案の問題点について申し上げます。

まず、第4条「住民投票の期日」において、「住民投票は本条例公布の日から40日以内に実施すること」となっていますが、条例施行規則の制定等の準備を勘案すると、40日を超える相当な期間が必要であります。

次に、第17条「委任」において、「この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、本条例制定請求者を加えて協議し、規則として定める」とあります。地方自治法第15条第1項に

は「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる」と規定されています。したがって、規則の制定は、町長にその権限があります。

次に、附則第2項「この条例の失効」において、「この条例は投票日の翌日から起算して90日を経過した日に効力を失う」とされていますが、90日の根拠が不明確であります。

以上を踏まえ、条例案に対する私の意見を申し上げます。

私は、本条例の制定に反対であります。

憲法では、地方公共団体に長と、議事機関としての議会を置き、長と議会議員は住民が直接これを選挙することと定められております。そして、地方自治法では、それを受けて、長と議会が住民を代表し、それぞれの権限と責任により行政を運営する間接民主主義が定められております。

条例制定請求をはじめとする直接請求は、間接民主主義の補完的的制度として、広く住民の総意を的確に把握するために定められている制度であります。

本事業に関し、令和5年度一般会計補正予算（第9号）では分筆等に関する予算を、令和6年度一般会計当初予算では基本計画策定委託業務に関する予算を、令和6年度一般会計補正予算（第2号）では用地測量設計業務に関する予算を、令和7年度一般会計当初予算ではプール整備事業に係る令和7年度から令和9年度までの継続費の設定に関する予算について、議会で承認をいただきました。また、令和7年・8年度小山町温水プール造成工事に係る工事請負契約締結につきましても、本年9月議会で承認をいただいております。

よって、承認された事項に基づき、責任を持って実施することが町長としての責務であると考えておりますので、本事業に関し、住民投票を行う必要はないと考えております。

町議会におかれましては、厳正な御審議と適切な御判断をいただきますようお願い申し上げ、私からの説明とさせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（池谷 元君） 私は、議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票について、3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目です。住民投票を実施する場合の費用はどのぐらいかかるのか。

2点目です。住民投票条例が仮に可決された場合、住民投票はいつ行われるのでしょうか。

そして、3点目になります。3点目は、住民投票条例が可決され住民投票が行われた場合、条例第15条には、住民投票の結果を尊重しなければならないと記されていますが、造成工事の停止など、温水プール事業に影響を与えることはあるのでしょうか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 池谷議員の御質問にお答えします。

初めに、住民投票を実施する場合の費用ではありますが、過去の選挙等から試算すると、約615万円程度を見込んでおります。

次に、住民投票がいつ頃になるのかについては、今回請求者から提出されました条例案第4条に記載されているとおり、公布の日から起算して40日を経過する日までの日曜日のおりとなる、令和8年1月18日の日曜日になると考えております。ただし、議案の住民投票条例案の問題点にも記載させていただきましたが、条例施行規則の制定や、入場券・投票用紙等の印刷、発送、年末年始の休みを考慮いたしますと、準備等に時間を要するため、40日を超える相当な期間が必要であると考えております。

次に、本年9月定例会で承認いただきました令和7年度・8年度の小山町温水プール造成工事について説明いたします。

工事請負契約書の中に、契約解除の条件等について明記されております。発注者である小山町が契約を解除できる項目も幾つかありますが、御質問の住民投票の結果を原因とする事例に該当する項目はありません。なお、発注者が任意に解除できる規定もございますが、その際は損害を賠償する旨の規定が明記されております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありますか。

○10番（藺田豊造君） 何点かの質問をさせていただきます。

先ほど町長は憲法を持ち出してきましたが、我が国の憲法の基本は、民主国家として主権在民の精神で私は成り立っていると思います。町長が町民の声を聞こうとしない理由の根本は何かを質問します。

また、水泳授業が設備の故障等で計画の半分にとどまるということが書かれてありますが、今年においてそのような事案があったのかないのか。また、ここ数年でどのくらいそれがあったのか。確かに私達は去年度、町民本位の会でもって各プールを視察に行きました。校長さんや、あるいはそれらに携わる事業の方々に質問したところ、1日もそういうことはなく、また今でもプールが使えるというような答弁がありました。だから、虚偽の、これは答えじゃないのかなと思う。

2番目、老朽化による故障等の整備費は年間どのぐらいかかっているか。

それと、もう一つ大切なことは、プールが古いという言い方がありますけれども、古いプールでも今使っています。物を大切にするという物の考え方は、小山町はどういうふうになるのか。これらは全て町民の税金で成り立っているものです。小山町の13人ばかりの人間ではなく、その1,000倍にもかかるような人達がこの後ろ側についているんです。民主主義の精神からいったら、その人達の意見を聞くのは当然だと思いますけれども、町長の考えはどうでしょうか。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の町民の声を聞かない理由ということでございますが、先ほど町長からの意見の中でも話をさせていただいておりますが、経過の中でお話しさせていただいておりますが、町民に対しては、説明会を行ったり、意見交換会ということで御意見等を聞いているところでありまして、その町民からの意見を踏まえまして、議会に諮りまして、それぞれの手続を得た中で進んでいる事業というふうに考えております。

二つ目に、故障があったのかどうかということでございますが、確かに修繕は今手元に費用が、私の方で把握しておりませんので、修繕費用が幾らかというのをちょっと今把握しておりませんが、私も教育委員会にいたことがございますので大体のことは分かっておりますが、ごまかしごまかしといいますか、実際のところ、プールはかなり古くなっておりまして、水漏れであったり、機械の設備がかなり古くなってしまっていて、機械の修繕がもう耐用年数を過ぎているような事態となっております。また、その故障がなかったら古いプールを使うのかということでございますが、今まで述べておりますとおり、気象条件を考えたことはございますでしょうか。今現在かなりの（「ばかばかしいことを聞くな」と呼ぶ者あり）条件が、プールでの利用がかなりできない（「そんなことはなかった」と呼ぶ者あり）ということで先ほども御説明させていただいております。

そのようなことでございますので、五つの小学校のプールを一つにし、屋内で安全に利用していただくということが大事であるというふうに考えております。

次に、古いプールを利用しないかについても、今述べたとおりで、二つ目と三つ目の説明については、今申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありますか。

○6番（小林千江子君） 議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について、関連質問として1件質問をさせていただきます。

先ほど池谷 元議員より、可決された場合、条例第5条で停止した場合、影響はというところにおいて、企画総務部長の方より、損害賠償を明記されているというような御回答をいただきましたが、結局我々も、令和7年9月に指名競争入札を行い、議会9月定例会において工事の契約の締結について我々は承認をしております。結局、損害賠償が発生するのかなど。こちらをちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

そして、損害賠償が発生するのであれば、その費用の試算はどれくらいであるのか、そちらの方をお答えいただければと思っております。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 小林千江子議員の御質問にお答えいたします。

9月定例会におきましては、臼幸産業株式会社様と1億9,250万円の契約を結んでおります。これは造成工事についてでございます。現在もう契約を結びまして事業の進捗が進んでおりますの

で、その事業の進捗に応じた損害賠償の額となるというふうに考えております。

あいにく金額につきましては、その辺のところが想定できませんので、その時点の進捗に応じた損害賠償となるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（平野正紀君） 先ほど込山町長から意見の中で、冒頭、当該請求について御説明がございました。もう一度ここで読みたいと思います。

本件は、地方自治法に規定されている有権者1万4,027人の50分の1である281人を上回る1,761人の連署により請求されたものであり、法律にのっとった適切な請求であります。このように申し上げます。

小山町におきまして、住民投票を行うべきかどうかという問題につきましては、平成21年から22年にかけて、現在須走にございますミニボートピア施設の設置についての議論、これで町民の意見がかなり議論を呼んだというふうな記憶がございます。このときに、今回と同様に住民投票に対する署名活動が行われたわけなんです、そのときの有効署名者人数、これが、正確な数ではございませんけれども、950人程度というふうに伺っております。

今回の署名は、申し上げるまでもなく、1,761人、はるかにこの数字が大きいわけです。有権者の50分の1の281人をはるかに上回る署名が集められたわけです。

込山町長にお伺いをいたします。この1,761人の署名の重みについて、町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平野議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

今申し上げられましたように、1,700名余の署名、十分承知をいたしております。また、皆さん方に先ほど申したとおり、皆さん方、議会人として、町民の代表ということで、これから議決をしていただくということですので、それなりの結局署名が集まる中で議員の皆さん方がどのように御理解しているか、それを、これからの議決を見ていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

---

日程第22 意見陳述の日時・場所及び数の決定

○議長（鈴木 豊君） 次に、日程第22 意見陳述の日時・場所及び数の決定を議題とします。

お諮りします。議案第89号にかかる地方自治法第74条第4項の規定により、議会は代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとされております。

そこで、意見陳述の日時・場所及び数については、令和7年12月1日月曜日、午前10時、小山

町役場議場において、請求代表者1名に意見陳述を求めることに決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、意見陳述の日時は、令和7年12月1日月曜日、午前10時、場所は小山町役場議場、請求代表者の人数は1名に決定しました。

なお、ただいま決定した告示等の手続については、議長において取り計らいますので、御了承願います。

---

日程第23 議案第90号 町道路線の認定について

○議長(鈴木 豊君) 日程第23 議案第90号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長(清水良久君) 議案第90号 町道路線の認定についてであります。

議案書は51ページからであります。

本案は、道路法第8条第1項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、詳細について説明いたします。

議案書52ページをお開きください。

認定する小山町中日向地先の町道5073号線は、新東名高速道路の建設に伴い新設する道路で、路線延長は約330.9メートルであります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第24 議案第91号 町道路線の変更について

○議長(鈴木 豊君) 日程第24 議案第91号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長(清水良久君) 議案第91号 町道路線の変更についてであります。

議案書は55ページからであります。

本案は、道路法第10条第2項に規定する町道路線の変更をしようとするため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、詳細について説明いたします。

議案書56ページ及び57ページを御覧ください。

変更する3路線について、変更前を青色、変更後を赤色で表示しております。

町道3106号線、町道3697号線及び町道3628号線は、いずれも新東名高速道路本線工事による町道の機能損失に伴う付け替えや重複認定区間の整理を行うものであります。

なお、各路線ごとの平面図及び公図写しにつきましては、本議案書に添付してございます。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第25 議案第92号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第25 議案第92号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第92号 小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

議案書は67ページをお開きください。

本案は、小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者を、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、指定管理者の候補者であります大御神区に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たっては、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第4号に基づき、公募によらず、現在管理しております大御神区を指定管理者の候補者として指名し、小山町公の施設の指定管理者選定委員会において、小山町立大御神コミュニティセンターの指定管理者申請要項を審査していただきました。

なお、指定管理期間は、施設の性質、設置の目的から、継続的、安定的に同一の管理者による

管理が望ましいと考え、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間としたところであり  
ます。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第92号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第26 議案第93号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化セ  
ンターの指定管理者の指定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第26 議案第93号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及  
び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 岩田幸生君。

○経済産業部長（岩田幸生君） 議案第93号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び  
小山町農村活性化センターの指定管理者の指定についてであります。

議案書は68ページとなります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等  
に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を指定管理者の候補者でありま  
す株式会社ふじおやまに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

提案の指定管理者につきましては、令和7年10月17日に開催されました小山町公の施設の指定  
管理者選定委員会で、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、施設管理、自主事業に係る事業計画及び収支予算などについて、施設  
を一体的に活用し、その設置目的を最大限に達成するとともに、地域振興に資する内容となっ  
ているかを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

その結果、これまでの運営実績を踏まえ、道の駅「ふじおやま」、農村活性化センター、新ペーカリー棟、それぞれの特性を活かし、地元の農業生産者や商工業者と連携した地産地消の推進、販路拡大といった6次産業化の取り組みなど、施設の適正な管理運営と地域振興の拡大が十分に期待できる内容であることから、株式会社ふじおやまを指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第27 議案第94号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第27 議案第94号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 岩田幸生君。

○経済産業部長（岩田幸生君） 議案第94号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてであります。

議案書は69ページとなります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を指定管理者の候補者であります株式会社名鉄ミライトに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

提案の指定管理者につきましては、令和7年10月17日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会で、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、施設管理、自主事業に係る事業計画及び収支予算などについて、施設を有効活用し、その設置目的を最大限に達成するとともに、観光交流に資する内容となっているかを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

その結果、道の駅「すばしり」を富士山観光の重要拠点と位置づけ、観光案内機能の強化、物販・飲食の充実、富士登山と連動した企画、地元団体と連携した共同イベントの実施、さらに電

動自転車レンタル事業、日本野鳥の会発祥の地としてのPRなどに加え、名鉄グループのノウハウとネットワークを活かした管理運営体制により、施設の適正な管理運営と観光交流及び地域振興の両立が十分に期待できる内容であることから、株式会社名鉄ミライトを指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（池谷 元君） 1点、質問の方をさせていただきます。

議案第94号 「すばしり」観光センターの指定管理者は公募型ですが、「ふじおやま」の方は随意契約なんですけれども、この「すばしり」の方はなぜ公募型の方を選んだのかという理由の方をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 池谷議員にお答えいたします。

小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づきまして、指定管理の方は原則公募となっております。そのような中で、道の駅「ふじおやま」につきましては、ただし書というのがございまして、その中の一つ、公募によらないことができるというものの中の4号というところに、施設の設置目的を効果的、有効的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるという項目に該当するため、1者指名といたしました。

道の駅「すばしり」につきましては、売上額の増加等、非常に寄与されておりますが、このただし書の条項には該当しないということで、公募を行った。また、須走の道の駅につきましては、非常に観光的な要素が強い施設でございますので、広く意見を募りたいということで、公募にしたという経緯でございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

て

○議長（鈴木 豊君） 日程第28 議案第95号 小山町立水田利用再編対策研修センター施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 岩田幸生君。

○経済産業部長（岩田幸生君） 議案第95号 小山町立水田利用再編対策研修センター施設の指定管理者の指定についてであります。

議案書は70ページとなります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を指定管理者の候補者であります一色区に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たっては、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第4号に基づき、公募によらず、現在管理している一色区を指定管理者の候補者として指名し、小山町公の施設の指定管理者選定委員会において選定されたものであります。

なお、指定管理期間は、施設の性質、設置の目的から、継続的、安定的に同一の管理者による管理が望ましいと考え、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間としたところであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第95号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

---

日程第29 議案第96号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第29 議案第96号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 大庭和広君。

○教育次長（大庭和広君） 議案第96号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてであります。

本件は、昨年度、指定管理の1年間延長について附帯決議をいただいたものであり、その決議を真摯に受け止め、今年度改めて指定管理の指定をお願いするものでございます。

議案書は71ページとなります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を指定管理者の候補者でありませぬ小山町ライフデザインパートナーズに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

提案の指定管理者となる団体につきましては、本年10月17日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、施設の管理、自主事業に係る事業計画及び収支予算などについて、施設の設置目的を最大限達成し、利用者の利便性の向上を最優先に考慮し、良質なサービスを提供できる内容となっているかを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

その結果、デジタル技術を活用したサービスの提供、全世代が楽しめる自主文化事業の開催、生涯学習施設全体を活用した体験型事業の開催など、施設の適正な管理はもとより、利用者満足度の向上及び地域振興の拡大に十分期待できるものとして、小山町ライフデザインパートナーズを指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第30 議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第30 議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案書は72ページからであります。

本案は、旧するがおやまこども園舎の第2園舎をリノベーションし設置する小山町食の創造拠点施設につきまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

条例は18の条文から成り、第1条では趣旨、第2条の設置では、町内農林水産物の高付加価値化と流通を促進し、町内産業の活性化を図る設置目的から、施設の名称、位置、施設等を定めております。なお、本施設において、設置目的に沿って農林水産物を使った商品開発・製造を主として、販売の拡大とふるさと納税返礼品としての積極的な活用を行っていくこととし、今まで議会全員協議会で御説明いたしましたクラフトビールの製造については行わないことに変更いたしました。また、このことに伴い開館時間についても変更いたしましたので、御承知願いたいと思います。

第3条では拠点施設が行う業務を、第4条では開館時間を午前9時から午後5時まで、第5条では休館日を土日・祝日と年末の12月29日から年始の1月3日までを休館日と定めております。

第6条では利用の許可を、第7条では利用の許可の基準を、第8条では利用の許可の取消し等をそれぞれ定めております。

第9条では権利譲渡等の禁止を、第10条では利用者の設備の設置等の禁止に関する事項を定めております。

第11条から第12条では、使用料や使用料の還付について規定しています。施設の使用料については、別表において、物産販売施設は1年間の売上額の5%とし、イベントスペースについては、販売を行わない場合は1日1,000円、また、町民が販売を行う場合は1日売上額の7%とし、町民以外が販売を行う場合には1日売上額の15%としております。

続いて、第13条から第15条までは、指定管理者に関することをそれぞれ定めております。

第16条では原状回復の義務を、第17条では損害賠償の義務に関する事項を、第18条では委任規定をそれぞれ定めております。

なお、条例の施行日は公布の日からとしておりますが、拠点施設の開場は規則で定める日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（牧野恵一君） ただいま議案となった内容ですけれども、そもそものところでありませうけれども、今指定管理者に指定するというような説明がありましたが、この条例を読む限りは公の施設にはなりませんので、指定管理者制度は導入できません。

それは、まさにこの244条の中に、公の施設の概念規定がされております。ところが、今回のこの条例でもって、ここがやろうとしていること、この設置は町内産業を活性化することを目的としている。それから、拠点施設が行うことは、農林水産物の調理・加工、これは公の施設の内

容とは全く異なりますので、この内容をもって公の施設にすることができないというふうに私は思います。

それから、この事業、何かちょっと内容が変わったのかもしれませんが、かなり役場の職員がやってできる話ではなくて、それぞれの専門家が関わる必要があると。農林水産物の流通から加工等にしても。そういう場合に、本当にこの事業が事業として成立すると、どういうふうな能力のある人達が加わっているのか。

その2点についてちょっとお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 牧野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の、公の施設にはなり得ないという質問ですけれども、こちらは公の施設の性格と目的で、この施設につきましては、6次産業化の推進ですとか、地域経済の循環、強化、にぎわい拠点づくりを目的としていますので、高い事業性と地域貢献が求められるということです。

それから、今後、指定管理にまちづくり公社等を指定していくことになると思いますけれども、まちづくり公社については、地域の振興を主な事業目的とする法人ということで、地域の活力を最も積極的に活用できる主体ということになっております。そんな中で、施設の目的である地域産業の活性化と経済効果の創出を達成するためにも、最も適した地域の活力を持つ法人で、したがって、この施設を公の施設にするということは、正しいと考えております。

それから、二つ目の、農林水産物の加工等の専門家等の話ですけれども、そちらについては、例えばサーモンの加工でしたら、当然3枚におろすとかといったところがありますけれども、その3枚におろす技術については機械を入れますので。ただ、やっぱり水産加工になりますので、その辺は今専門家の方と、今まちづくり公社がサーモンの加工を委託している事業者等と話して、その辺のノウハウとかは取り入れていきたいと考えております。

それから、ジェラートも考えているんですけれども、ジェラートにつきましては、専門家というよりも、今本当に全国的に機械が非常に進化しておりまして、材料を入れると非常においしいジェラートができるということで、そちらについては、特に専門家の知識等はないということで考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問させてください。

今、公の施設について説明がありましたけれども、今言ったことは、まさに公の施設には入りません。よく見てください。何て言うんですか、産業の活性化とか何かというのは産業施設であって、公の施設というのは、法律を読んでもらえば分かりますけれども、町民誰もが利用に供する施設なんです。だから、物を買に行くとか何とかというものじゃないんです。だから、今回のように産業施設ですから、これは。そうすると、これは公の施設に入りません。しっかりちょ

つと調べていただきたい。お願いします。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問にお答えさせていただきます。

このたび条例の第2条の中にもうたわせてもらっておりますとおり、条文の中には「町内外の交流を推進し」という目的がございます。その中で「次の施設等を置く」という中に「地域交流スペース」というところを設けておまして、牧野議員が今おっしゃいました町民の方が自由に御利用できるスペースを設けておりますので、その点で。確かに加工施設だけだと、おっしゃるとおり公の施設はなり得ないと考えておりますが、今言ったようなスペースを設けておりますので、公の施設と考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第31 議案第98号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第31 議案第98号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 大庭和広君。

○教育次長（大庭和広君） 議案第98号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は78ページからとなります。

本案は、中学校体育館に空調設備を設置することに伴い、新たに冷暖房使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、新旧対照表の45ページをお開きください。

別表第2の使用料に冷暖房使用料として、1施設1時間当たり1,500円を加えるものであります。

使用料については、空調設備稼働にかかる経費や県内市町の状況等を参考とし、使用者にとって過度な負担とならないよう、1時間当たり1,500円としたところであります。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（小林千江子君） 1点伺わせてください。

例えば、学校行事や地域行事など、境界が曖昧なケースも発生するかと思われます。例えばPTAの行事ですとか、学校区の防災訓練等々です。使用料を徴収しない団体、例えば町や教育委員会等が関連しているものですね。あと、それ以外の団体、そういった境というか、そういったものは何かきちんと設けられているのでしょうか。また、そういったことは、どのような形で通知がされる御予定でしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 小林議員の質問にお答えいたします。

使用料を徴収しない団体は、小山町、小山町教育委員会、こども園、小中学校になります。その他、曖昧などいいますか、境のところは、これから一緒につくります規則の中でそれらをうたひまして、また、教育委員会で認める場合ということで一言設けますので、そちらの方で判断させていただきたいと考えております。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第32 議案第99号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第32 議案第99号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第99号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は80ページであります。

本案は、令和7年5月に、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法が運用開始されたことに伴い、静岡県盛土等の規制に関する条例が改正され、許可基準の規定がより厳格な盛土規制法に委ねられたことから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、新旧対照表の46ページをお開きください。

第4条に規定します適用を除外する事業のうち、第3号、静岡県盛土等の規制に関する条例の規定による許可の基準に基づき行う事業を削除するものであります。

なお、条例の施行日は、公布の日としております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第33 議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第33 議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

別冊の補正予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億601万4,000円を追加し、歳入歳出総額を157億8,727万円とするとともに、継続費の補正、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

初めに、6ページの継続費の補正であります。

2款7項企画渉外費の食の創造拠点施設整備事業は、旧するがおやまこども園第2園舎を、地場産品の加工・販売等の施設に改修し、食の創造拠点として整備するに当たり、事業が年度をまたいで事業となることから、財源の一部であります国の交付金内示に合わせて、継続費の設定を行うものであります。

次に、7ページ、繰越明許費につきましては、4件の事業に設定するものであります。

まず、7款2項道路橋梁費の町道整備事業、道路構造物長寿命化事業につきましては、周辺関係者との工事工程の調整に不測の時間を要したほか、用地交渉に不測の時間を要し、いずれも年度内に工事が完了しない見込みであることから、繰越しをするものであります。

次に、7款3項河川費の普通河川維持管理事業につきましては、他機関発注の近接工事との調

整に想定外の時間を要したことから、年度内に工事が完了しない見込みであるため、繰越しをするものであります。

次に、9款3項中学校費の中学校施設整備事業につきましては、須走中学校体育館LED化改修工事において、照明器具の調達等に不測の時間を要し、年度内に工事が完了しない見込みであるため、繰越しをするものであります。

次に、8ページの、債務負担行為の補正につきましては、2件追加するものであります。

1件目、防災行政無線同報系遠隔制御装置回線等修繕は、小山消防署現庁舎と総合文化会館内危機管理局を結ぶ防災行政無線遠隔制御装置専用回線を、小山消防署新庁舎完成に向けて修繕する経費について、令和8年度の債務負担行為をお願いするものであります。

2件目、生涯学習施設指定管理業務は、令和8年度から5年間、業務に要する経費8億1,000万円を限度額として、債務負担行為をお願いするものであります。

次に、9ページの、地方債の補正であります。

初めに、食の創造拠点施設整備事業は、継続費で説明いたしました食の創造拠点施設を整備するため、地方債を追加するものであります。

次に、中山間地域総合整備事業、公共道路整備事業、普通河川維持管理事業については、国・県の交付金、補助金の確定に伴う事業費の増減に伴い、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

初めに、1款1項1目町民税個人を5,400万円、その下、同じく2項1目固定資産税を1億2,211万5,000円それぞれ増額しますのは、本年度の収入見込みに合わせるものであります。

次に、12ページをお開きください。

14款1項1目農林水産業費分担金を225万円増額しますのは、県営中山間地域総合整備事業費が増額されたことに伴う受益者分担金の増であります。

16款1項1目民生費国庫負担金を1,906万6,000円増額しますのは、本年度の児童手当決算見込みに伴うものであります。

次に、13ページをお開きください。

16款2項4目土木費国庫補助金を2,145万円減額しますのは、国の補助金額決定に伴うものであります。

同じく9目新しい地方経済・生活環境創生交付金を1億4,140万7,000円増額しますのは、継続費で御説明いたしました食の創造拠点施設整備事業に対する国からの交付金であります。

次に、14ページをお開きください。

17款1項1目民生費負担金を266万3,000円増額しますのは、本年度の児童手当決算見込みに伴うものであります。

次に、15ページをお開きください。

20款2項12目企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金を1,964万3,000円増額しますのは、町道整備に賛同いただいた企業版ふるさと納税の基金から工事の進捗に伴い、財源を充当するものがあります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

17ページをお開きください。

2款1項4目財産管理費、説明欄(3)基金管理費を1億1,000万円増額しますのは、財政調整基金に1億円、公共施設等総合管理基金に1,000万円、積立金を増額するものであります。

次に、19ページをお開きください。

2款7項1目企画渉外総務費、説明欄(3)地域公共交通活性化事業費を674万3,000円増額しますのは、次のページ、デマンドバスにかかる燃料費の増額のほか、御殿場市と合同で実施しています御殿場駅から新松田駅までの富士山ライナー運行に伴う負担金であります。

同じく説明欄(8)食の創造拠点施設整備事業費を2億8,281万5,000円増額しますのは、旧するがおよまこども園第2園舎を食の創造拠点として整備するための、当初計画の令和7年度分の施設整備費であります。

次に、2款7項4目、説明欄(2)広域行政組合管理費を599万4,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴うもので、人事院勧告に伴う人件費及び決算見込みによるものが主なものであります。このほかに4款衛生費、8款消防費の負担金においても同様に補正を行うもので、一般会計全体では2,561万5,000円の増額となるものであります。

次に、23ページをお開きください。

3款3項2目児童手当費、説明欄(2)児童手当費を2,440万円増額しますのは、本年度の決算を見込むものであります。

下段、同じく4目子育て支援事業費、説明欄(3)放課後児童クラブ費を2,101万6,000円増額しますのは、明倫小学校放課後児童クラブの来年度の入所希望者が、現在よりも継続的に10人程度の定員増加が見込まれ、現在の建物では対応できないため増築するものであります。

次に、25ページをお開きください。

4款1項3目健康づくり推進費、説明欄(2)健康増進事業費を372万6,000円増額しますのは、成美・明倫・北郷地区のクアオルト健康ウォーキングコースを整備するための調査を実施するものであります。

次に、27ページをお開きください。

5款1項3目農業農村整備事業費、説明欄(3)農業農村整備事業費を492万円減額しますのは、事業進捗に伴う委託料及び工事請負費の減額と、県営中山間地域総合整備事業負担金の増額に伴うものであります。

次に、28ページをお開きください。

7款2項3目町道整備事業費、説明欄(2)町道整備事業費を2,200万円増額しますのは、小山地内の狹隘町道を整備するための測量設計するものであります。

次に、29ページをお開きください。

7款2項4目公共道路整備事業費、説明欄(4)無電柱化整備事業費を3,300万円、次の7款3項1目河川費、説明欄(2)普通河川維持管理事業費を7,020万円減額しますのは、国・県の交付金・補助金の決定に伴い、それぞれの事業費を減額するものであります。

次に、32ページをお開きください。

9款4項4目生涯学習センター管理費、説明欄(2)文化会館等管理運営費を524万3,000円増額しますのは、菜の花ホールの利便性向上のために電動スクリーンと照度の高い固定型プロジェクターを設置するものであります。

最後に、33ページをお開きください。

12款1項1目予備費を26万6,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番(平野正紀君) 先ほどの議案第97号 食の創造拠点施設の設置管理条例で説明がありましたクラフトビール醸造設備を取りやめることに関連した質問でございます。

予算書では4項目についてになりますが、御指摘をさせていただきます。

まず、6ページの継続費の補正、総額2億9,660万円余、それから、13ページになりますが、歳入、16款2項9目1節の説明欄の1、新しい地方経済・生活環境創生交付金1億4,140万円余、それから、同じく歳入ですが、16ページ、23款1項1目1節、説明欄2、食の創造拠点施設整備事業債1億2,720万円、それから最後になりますが、20ページの歳出、2款7項1目18節の説明欄(8)、14、施設整備2億8,281万円余についてでございます。

クラフトビールの醸造設備が取りやめとなりますと、それにかかる経費がおのずと減額になるわけですが、本補正予算では、全員協議会ときの資料と同じでありまして、減額の変更がございません。

そこでお尋ねいたしますが、まず、今回の計画取りやめに伴う予算額の変更はしないのか。

また、当初はレストラン施設が計画され取りやめたこと、そして、本件の取りやめによる大幅な計画変更となりますと、国の交付金の本来の目的主旨、採択の要件などは担保されるのかどうか疑問になるわけでございます。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○企画政策課長(勝又徳之君) ただいま平野議員の御質問の、今回の計画の取りやめによる、こ

これはクラフトビールになると思いますけれども、その予算額の変更と、それから、国の交付金の採択要件の担保はということですが、今後、国の交付金の変更申請がございます。そのタイミングで必要な事業の見直しをして、国と協議をしていきたいと考えております。

予算額につきましては、国の変更承認を得た上で、補正予算にて対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第34 議案第101号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第34 議案第101号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第101号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を20億2,643万6,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

2款2項5目介護保険事業費補助金を100万円増額しますのは、介護保険システム改修経費に対する国からの補助金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費を200万円増額しますのは、介護保険報酬改定等に対するためのシステム改修の委託料であります。

最後に、6款1項1目予備費を100万円減額しますのは、今回の補正により生ずる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第35 議案第102号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第35 議案第102号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第102号 小山町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に、資本的支出を350万円追加し、資本的支出の予算総額を1億8,300万6,000円にするものであります。

3ページをお開きください。

資本的支出、1款1項1目、備考欄、46節工事請負費を350万円増額いたしますのは、須走地区の屏風沢第二宿舍ほか1か所において、小山町公共下水道公共汚水柵設置要綱の規定に基づき、公共汚水柵設置工事を実施するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月1日月曜日 午前10時開議

請求代表者の意見陳述及び通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後 2 時02分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊  
署 名 議 員 臼 井 光 昭  
署 名 議 員 小 林 千 江 子

令和7年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和7年12月1日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君  
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君  
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君  
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君

欠席議員 13番 鈴木 豊君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	くらし環境課長	鈴木 新一君
長寿介護課長	野木 雅代君	農業振興課長	安部 将彦君
上下水道課長	松本 哲也君	総務課総務法規・監查班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長	杉山 則行君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	5番 臼井 光昭君	6番 小林千江子君	

散 会 午前11時54分

(議 事 日 程)

日程第1 議案第89号に係る代表者の意見陳述

日程第2 一般質問

3番 石原和美君

1. 町民が元気に暮らし続けるためのフレイル予防の現状と課題について

9番 岩田治和君

1. 町の水資源の保護と維持管理について

5番 臼井光昭君

1. 人件費構造の適正化と持続可能な行政体制の確立について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告します。小山町議会傍聴規則第7条第4号の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配布しましたとおりですので、朗読を省略します。

議案第89号に係る意見陳述人におかれましては、入室許可により既に所定の席におられますので、報告します。

---

日程第1

議案第89号に係る代表者の意見陳述

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 議案第89号に係る代表者の意見陳述を行います。

意見陳述人に一言御挨拶を申し上げます。本日は令和7年11月28日の決定に基づき、本会議に御出席いただき誠にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、意見陳述人である請求代表者の方を御紹介申し上げます。高畑博行さんでございます。意見陳述人の方には、地方自治法の規定に基づき意見陳述をお願いいたします。なお、意見陳述の時間は10分程度でお願いしたいと思います。

それでは、高畑博行さん、登壇して意見陳述をお願いします。

○意見陳述人（高畑博行君） 小山町藤曲在住の高畑博行です。私はこのたび上程された小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について、署名活動を通して住民投票を訴えてきた請求代表者の一人として、本議会の場で意見を述べさせていただきます。

温水プール建設に向けて議会ではそれぞれの予算が可決し、事業そのものが着々と進んでいることは承知しております。今年の3月議会で予算案が通り、9月議会では用地造成工事費まで通っています。では、なぜ住民投票を直接請求する署名活動がこの時期になってしまったかという、本年3月議会でこの件に関してアンケートを実施してほしいという問いに対して、いたずらに時間をかけても状況は同じ、町民アンケートに法的根拠はないという答弁をし、当局はアンケートの実施の意思がないことを表明しました。また、6月議会では当局が提案して住民投票を実施する意思がないことも明確に表明しました。それを受けて、そうであるならば住民の側から署名活動を通して住民投票を直接請求しようとした関係から、この時期になってしまったわけです。これは地方自治法第74条に定められた立派な住民の権利であり、確たる法的根拠に基づくものです。

今回の住民投票の直接請求に至った主な理由は、町民に対して決定的に説明不足であったとい

う点です。これまで、意見交換会を3回、住民説明会を1回だけ開催してきました。残念ながら、その説明会に参加された議員さんは極めて少数でした。その場で提示された当局側の資料は、事業費の重要部分が示されていないという極めて不十分なものでした。

14億円とも15億円とも言われる大事業です。しかも、30年の償還期間で毎年3,000万円を超える償還金が発生し、維持管理費も毎年1億円を超える見込みです。さらに10年ほどで確実に発生する各種設備の更新費用や大規模改修費についても一切触れていませんでした。まさに、子や孫の代まで大きな財政負担を強いることになるこの大事業を、町民の声もろくに聞かずに進めていいとは私は考えません。町民に詳細に提示されたのは広報おやま10月号です。くしくも私達の署名活動の真っ最中でした。

隣町の御殿場市は新しい図書館建設に向けて、5年もの月日をかけて市民、各団体、関係者などからのヒアリングを重ね、慎重に議論してきました。それが本来の聞く耳を持つという姿です。それに反し我が町は、温水プール基本計画案が昨年11月に示されて、本年2月には案がなくなり基本計画となり、さらに3月には予算案を通すという、半年もかからない考えられないテンポで進んできています。その間、町民の様々な意見を聞くという作業はせず、議会内だけでの議論で進められてきました。

広く町民に意見を聞くためには、町にアンケートも住民投票もやる意思がないならば、住民が署名活動をして当局が住民投票条例を制定し、議会にかけてもらおうと動き始めたわけです。私達請求代表者4名に加え、受任者という署名収集ボランティア69名が9月20日から10月19日までの1か月間、町内を回り署名を集めました。その結果、請求に必要な署名数、9月1日時点での有権者数の50分の1に当たる281人を大きく上回る1,812人の署名を集め、選挙管理委員会に提出しました。その後、選挙管理委員会でチェックしていただき、1,761人分の署名が有効だと認められたわけです。

この署名は、温水プール建設に反対だという署名ではありません。とにかく、温水プールをどう考えているのか町民の声を聞いてほしいから住民投票を実施してください、そのための条例制定をしてくださいというものです。

署名活動を進める中で、様々な意見を聞くことができました。今、小山町は温水プール建設より先にやる必要があるでしょうというものです。「3・11クラスの大地震が来たら小山町の水道はずたずたになる。計画的に上水道の整備を急ぐ必要がある」「ドラッグストア1軒もない不便な小山町。買物は全て御殿場市などに行かないと用が足りない。そんな町を何とかして」「人口がついに1万7,000人を切った。人口減少対策を抜本的に、しかも急いでやらないと大変なことになる」、こういった意見を数多く拝聴しました。全くそのとおりです。

これまで温水プール建設に関しては、議会を通して全て議論され決定されてきました。私も議員経験者なので議会の重要性は十分承知しているつもりです。もろもろの案件について、議会で十分議論し、決定していくことに異論はありません。しかし、これだけ多くの住民の「私達の意

見も聞いてほしい」という声に町も議会も応える必要があるのではないのでしょうか。住民の声を参考にして事業決定をしていくことこそ、聞く耳を持った行政の進め方だと言えるのではないのでしょうか。

もし単純にこの住民投票条例案を否決するということは、町民の声など聞かなくていいんだということになります。そんなことになったら町民はどう考えるのでしょうか。自分達の権利である住民投票という直接請求を切り捨てられるわけですから、直接自分達の意見を表明する機会が奪われるわけです。90歳を超えるおばあさんが、「私達高齢者には全く無縁な温水プール建設は疑問だ」と言って震える手を娘さんに支えてもらって署名する姿に私は心を打たれました。

どうか議員の皆さん、この温水プール建設に向けて、町民が直接考えを表明できるチャンスを認めてやってください。最後にそのことをお願いして私の意見陳述といたします。

○議長（鈴木 豊君） 以上で意見陳述は終了いたしました。請求代表者の方におかれましては、本日の会議に御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

それでは、請求代表者が退席されますので暫時休憩といたします。議員の皆様はしばらくお待ちください。

午前10時13分 休憩

---

午前10時14分 再開

○議長（鈴木 豊君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第2 一般質問

○議長（鈴木 豊君） 日程第2 これより一般質問を行います。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初、執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問します。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁を行います。再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。本日は一問一答方式の質問はございません。

それでは、通告順により順次発言を許します。

3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） 通告に従いまして、一括質問一括答弁方式で、町民が元気に暮らし続けるためのフレイル予防の現状と課題について、以上1件の質問をさせていただきます。

本年9月13日、健康寿命を延ばそう条例が施行されました。このことは、町民の皆さんが元気に安心して暮らし続けられるまちづくりに向けた意義ある大きな一歩だと感じています。人生100年時代と言われる今、誰もが元気で長生きしたい、最後まで我が家で暮らしたいと願っており、元気に生きる時間を延ばすための重要な取り組みこそフレイル予防です。

フレイルとは、加齢により心身の活力が低下し、要介護状態に陥りやすくなる健康と要介護の中間段階のことであり、早期に介入すれば改善可能です。第4次小山町保健計画の中の令和4年度における統計から見る町民の健康状態の中では、小山町の高血圧症該当者の割合は、平成30年度以降、県の平均より高い状態が継続、メタボ該当者及びBMI 25以上の割合は、県平均よりも高く、肥満者が多い傾向です。透析者数は平成30年以降、増加傾向にあります。県と比べ、がん、心疾患、脳血管疾患の死亡数が多いため、生活習慣の改善が必要と記されています。健康寿命を延ばそう条例が施行された今、フレイル予防が条例の理念を実現するための具体的かつ最重要な手段であると考えます。

以上の理由から、フレイル予防の町の取り組みの現状と課題、そして今後の方向性について伺います。

まず、1点目、我が町の男女別平均寿命とお達者年齢、町内におけるフレイル該当者や予備軍の把握状況について伺います。

2点目、現在、小山町ではフレイル予防に関してどのような施策が実施されていますでしょうか。ICTツールの導入も含め、取り組み内容について伺います。

3点目、庁内連携や地域包括支援センター、医療、福祉関係機関との協働体制についてお聞かせください。

4点目、フレイル予防の効果検証はどのようにされていますでしょうか。また、これまでの取り組みによって、健康指標にどのような変化が見られているでしょうか。

5点目、フレイルの三つの柱、栄養、運動、社会参加において、町が取り組みの中で認識しているそれぞれの課題について伺います。

6点目、高齢者の孤立防止や介護予防の観点から、今後さらに拡充すべき町民主体の小さな居場所が持っている重要な役割と機能について、町はどのように認識されていますでしょうか。また、現在の住民主体の居場所の数及び介護予防教室等の延べ参加者数を伺います。

7点目、日本生活習慣病予防協会で行った医師330人を対象とした健康寿命に関わるフレイル調査では、7割を超す働き盛りの方々が、たんぱく質の摂取不足によるプレフレイル状態であることを指摘しています。本町では、高齢前の住民に対して、どのようなフレイル予防の啓発や支援を行っているのか、また、今後の展開についてお聞かせください。

8点目、フレイル予防や健康づくりの取り組みが、将来的に要介護認定者数の抑制や介護保険給付費の軽減につながる可能性について、町としての見解を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 石原議員にお答えいたします。

初めに、小山町の男女別平均寿命とお達者年齢、フレイル該当者や予備軍の把握状況についてであります。

令和5年に厚生労働省から発表された令和2年の平均寿命は、男性81.3歳、女性87.7歳であり

ます。本年9月に静岡県から発表された令和5年のお達者年齢は、男性79.4歳、女性84.6歳であります。フレイル該当者と予備軍は、後期高齢者の健診の質問票の回答を基に把握しています。令和6年度のフレイル該当者は、健診受診者1,349人のうち394人で、割合は29.2%、予備軍は1,349人中533人で、割合は39.5%であります。

次に、フレイル予防の取り組みの内容についてであります。

元気塾、おでかけクラブをはじめとする介護予防教室や住民主体の通いの場、居場所への支援等を実施しております。また、健康状態不明者等への訪問など個別支援を実施しております。なお、きんたろう体操などの通いの場では、フレイルチェックやICTツールを活用した体力測定を行い、健康運動士など専門職からのアドバイスとともに、その場で本人に結果をお伝えしています。

次に、庁内連携や地域包括支援センター、医療・福祉関係機関との協働体制についてであります。

健康づくり、フレイル対策、疾病予防・重症化予防及び介護予防等の取り組みを制度や年齢等の切れ目なく展開するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を、長寿介護課をはじめ、社会福祉課、住民課、健康増進課の関係各課が連携して取り組んでおります。また、富士小山病院、小山町地域包括支援センター、小山町社会福祉協議会を中核的關係機関と位置づけ、随時情報共有を行っております。

次に、フレイル予防の効果検証と、これまでの取り組みによる健康指標の変化についてであります。

要介護認定等の状況や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業で設定した成果指標等について把握し、効果検証をしております。健康指標の変化については、令和5年度の個別の栄養改善事業において、栄養指導をした21人中9人、42.9%の方の数値が改善いたしました。また、1人当たり介護給付費及び要介護認定率は減少傾向にあり、これまでの取り組みの効果と考えます。

次に、フレイルの三つの柱である栄養、運動、社会参加、それぞれの課題についてであります。

栄養については、食欲の低下を高齢によるものと捉えるなど、高齢者自身の低栄養の自覚が貧しいこと、独り暮らし高齢者が一人で食事をする孤食による食欲低下が課題であると考えます。運動については、コロナ以降、人とのつながりが減少し、外出頻度が戻らず、活動量が低下していることが課題であると考えます。社会参加については、新しい場へ参加する心理的ハードルが高いこと、介護予防教室等への男性の参加率が低いことが課題であると考えます。

次に、町民主体の小さな居場所の役割と機能についての認識と、現在の住民主体の居場所の数及び介護予防教室等の延べ参加者数についてであります。

町民主体の小さな居場所はとても重要と考えます。歩いて出かけ、人と会って話し、笑い合うことができ、趣味や生きがいを持つことで、物忘れや閉じ籠もりの予防、介護予防につながると

考えます。また、住民主体の居場所は47か所で、介護予防教室等の延べ参加者数は令和6年度実績で8,600人です。

次に、高齢前の住民に対してどのようなフレイル予防の啓発や支援を行っているか、及び今後の展開についてであります。

フレイル予防出張講座、健康屋さん、健康出前講座の実施及び健康フェスタの開催をはじめ、各種イベント会場での野菜摂取量の測定など、幅広い年齢層に向けて様々な事業を展開しております。また、広報おやまの笑顔で健康ライフコーナーでは、生活習慣病予防に関する情報をはじめ、健康についての各種情報をお知らせしております。なお、本年9月に小山町健康で長生きするためのアクションプランをお披露目し、健康寿命を延ばそう条例の目的達成を目指す取り組みを始めました。アクションプランの推進とともに、今後も幅広い年齢層に向けた取り組みを継続してまいります。

次に、フレイル予防や健康づくりの取り組みの要介護認定者数の抑制や介護保険給付費の軽減につながる可能性についてであります。

要介護認定者数の抑制や介護保険給付費の軽減につながる可能性は大いにあると考えます。実際にこれまでの取り組みの成果として、1人当たりの介護給付費及び要介護認定率は減少傾向にありますので、今後も継続して地道に取り組んでまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） 再質問をいたします。

令和6年度健診では、フレイル該当者394人に加え予備軍533人、計927人と、受診者の約7割がフレイルリスクを抱えている結果となりました。平均寿命と健康寿命の差を縮めるには、早期の予防的対応が不可欠です。町としてこの状況を踏まえ、フレイルチェックの対象拡大や実施体制の強化について、どのような方針を持っているのかお聞かせください。

2点目としまして、フレイル予防において、通いの場に参加できない方々への支援策が特に重要だと考えます。御答弁では、健康状態不明者等への個別支援とありましたが、健康状態が把握できていない方に対して、町としてどのような方法で個別支援を行っているのか、具体的な内容をお聞かせください。また、通いの場での体力測定にICTツールを導入しているとのことですが、導入しているICTツールの機能や活用方法、今後の展開方針について詳しくお聞かせください。

3点目、令和5年度の栄養改善事業では、42.9%の方の数値が改善し、介護給付費や認定率も減少傾向にあるとのことで、職員や関係各機関の努力により健康意識の高まりが確実に成果へと結びついている結果であり、町の取り組みに感謝をいたします。そのような成果が見られる一方で、フレイル予防について町が認識している課題について伺います。

まず、栄養面での御答弁では、高齢者自身の低栄養への自覚の乏しさや独居高齢者の孤食によ

る食欲低下が課題であるとのことでした。町として、このような課題に対してどのような具体的な支援策や改善の取り組みを進めていく方針なのか、お聞かせください。

次に、社会参加について、男性の参加率が低いことが課題であるとの御答弁でした。町として、男性が参加しやすいプログラムや場づくりを進めるために、具体的な取り組みや工夫がありましたらお聞かせください。

4点目としまして、令和6年度から令和8年度を期間とした小山町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の中で、令和7年度までの居場所の目標が80か所、令和8年度までに90か所となっています。現時点で47か所ということは減少している状況ですが、目標に向けての対応策について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 石原議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、フレイルチェックの対象拡大や実施体制の強化についてです。

御自身の体の状態を知っていただくためにも、より多くの方に健診を受診していただき、質問票でのフレイルチェックの実施数を増やしたいと考えております。また、元気塾、シニア体操倶楽部にてフレイルチェックを継続するとともに、今後は各種検診や健康屋さんなど各種事業に併せましてフレイルチェックの実施を検討してまいりたいと思います。

二つ目の御質問のうち、健康状態が把握できていない方への個別支援の方法についてです。

健診未受診者、医療の未受診者を抽出いたしまして個別訪問を実施して、日頃の生活状況を聞き取り、お一人お一人に合わせた栄養指導などを行っております。

次に、ICTツールについてです。

太ももに測定器を取り付け、数種類の体力測定を実施いたします。そして結果について、世代ごとの平均値との比較や専門職からのアドバイスにより、御自身の強みと弱みが分かります。なお、測定は期間を置いて2回行い、御自身の変化が分かる仕組みとなっております。この取り組みは今年度導入したばかりでございますので、来年度以降も活用したいと考えます。また、富士小山病院様の御協力によりまして、歩行分析機を活用した介護予防事業を行っております。

三つ目の御質問のフレイル予防の課題についてのうち、栄養面についての具体的な支援策等についてでございます。

管理栄養士による戸別訪問、栄養に配慮した食事の配食支援を行っております。なお、栄養改善事業の対象となった方の約3割の方には関わりを断られてしまっている状況ではございますが、戸別訪問など諦めずに働きかけを続けたいと考えております。

次に、社会参加について、男性が参加しやすい具体的な取り組み等についてです。

農作業を行います元気ファーム、健康麻雀、囲碁・将棋を行う男塾を開催し、男性に御参加いただけるよう取り組んでおります。

4つ目の御質問の居場所等の目標値達成に向けた対応についてです。

現在、登録していただいている居場所等につきましては、今後も講師派遣や補助金の交付など支援を続けてまいります。また、2～3人での小さな集まりも大切な通いの場と捉えまして、今後はその把握に努めてまいりたいと考えております。その中で、居場所に登録していただけるよう働きかけを行い、ゆくゆくは幾つかの居場所の中から御自分が行きたいところを選べるような姿としたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○3番（石原和美君） 再々質問をさせていただきます。再々質問では、今までの答弁を踏まえ7点ほど提案をさせていただきます。

まず最初に、フレイルリスクを抱えている方が多く、早期の予防のために今後は各種事業に併せてフレイルチェックの実施を検討してくださるとのことですが、外出されない方などは身近な場所で気軽に受けられる仕組みを検討する必要があるかと思えます。

広島県福山市では、公式LINEから簡単にフレイルチェックができる仕組みを導入しています。イレブンチェックという11項目の質問に答えるだけで、フレイルの兆候や予防のポイントを自宅で気軽にチェックできます。さらに、65歳以上の方は、詳しい測定やアドバイスが受けられるフレイルチェック会への参加も推奨しています。また、近年、聴覚機能の低下が認知症や社会的孤立につながるとされ、ヒアリングフレイルが注目されています。町のフレイルチェックでは身体機能や生活習慣の確認が中心ですが、聴覚の衰えを早期に把握することも健康寿命延伸に不可欠であり、導入も必要と考えます。

以上、公式LINEへのフレイルチェック追加、フレイルチェックのための集まりの開催、ヒアリングフレイルチェックの導入、3点について町のお考えを伺います。

次に、4点目の提案としまして、通いの場に参加できない方々や健診未受検者、医療未受診者に対して、戸別訪問による栄養指導を行っているとのことですが、これらの方々は、そもそも外出がなく、地域の目が届きにくい状況にあります。

人口2,600人の奈良県十津川村では、要介護認定者を除く65歳以上の高齢者を対象に、電力スマートメーターを活用したフレイルの兆候をAIで検知するシステムを導入しています。家庭に設置されている電力スマートメーターから30分ごとの電力使用データを収集、AIが生活リズムを分析し、活動量の低下や異常なパターンを検知、フレイルリスクが高いと判断された場合、地域包括センターへ情報提供し、地域包括センターが早期に支援につなげる事業を始めております。県内では、焼津市が令和7年度から開始しました。追加機器の設置や町民の費用負担はありません。今後、町として、このようなスマートメーターを活用した見守り、フレイル予防の導入を検討するお考えはありますでしょうか。

続きまして、五つ目の提案です。高齢者の低栄養や偏食、食欲低下に対しては、関わりを断られながらも粘り強く個別指導による栄養指導を行っているとのことでしたが、対象者が多く、継

続的に一人一人をフォローするには限界があります。フレイル予防には、本人が日々の食生活を振り返り、気づきを得ることが大切です。そこで、多くの市町で活用されている「さあにぎやかにいただく」のような食事内容を簡単に自己チェックできる仕組みの導入が効果的と考えます。

「さあにぎやかにいただく」とは、フレイル予防のために考案された食事の合い言葉で、魚、油、肉、牛乳、野菜といった10種類の食品群の頭文字をつなげたものです。この中の7品目以上の摂取を推奨しています。このように、いつでもどこでも自分でチェックが可能なシートなどの啓発ツールを導入してはいかがでしょうか。これについても町のお考えを伺います。

6点目の提案としまして、社会活動への男性の参加者が低い傾向ですが、御答弁いただいた元気ファームは、厚生労働省主催の健康寿命を延ばそうアワードで老健局長優良賞を受賞し、男性の方が大活躍されたと聞いています。男性が参加しにくい通常のサロンや居場所等とは違い、畑作業をつうじて高齢者の介護予防と居場所づくりを実現し、さらに子ども達との交流で多世代のつながりを生んでいます。町として、このような男性が生き生きと活躍できる取り組みをさらに拡充し、地域全体に広げていくお考えはありますでしょうか。

最後7点目となりますが、居場所づくりについて、先日お会いしたある高齢の御婦人は、最近小さな居場所を立ち上げ、御近所の方々と歌や趣味を楽しみ、笑顔あふれる時間を過ごしていると語っていただきました。運営も自分達で主体的に行っているとのこと。こうした町民主体の居場所の広がりこそ地域活性化とフレイル予防の鍵であり、今後は居場所の活動を積極的に支援していくことが重要と考えます。しかし、それは到底行政だけではなし得ず、地域の力が不可欠です。区長、民生委員、地区担当職員、保健委員、各種サポーターなど、地域が一体となり今後の高齢化社会に向け総力を挙げて取り組むべき課題であり、そのための体制づくりが必要と考えますが、町としての見解を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。御提案ありがとうございます。

初めに、フレイルチェックの公式LINEの追加についてです。高齢の方だけではなく、将来高齢者になる若い世代にもフレイルについて知っていただくよい取り組みと考えますので、今後研究したいと考えます。

次に、フレイルチェックのための集まりについてです。先ほどの答弁でも申し上げましたが、フレイルチェックは、現在、元気塾、シニア体操クラブにて行ってございます。フレイルチェックに特化した集まりではありませんが、地域の身近な通いの場であるシニア体操クラブ等がございいますので、そちらへの参加を呼びかけてまいりたいと考えます。

ヒアリングフレイルチェックについてです。フレイルは三つの柱のほか、聞こえ方、見え方など多岐にわたります。全てを網羅することは難しいと考えますが、チェックした後のものの活用方法も含めて、今後、研究してまいりたいと考えます。おやま健康マイレージアプリのW o L N

の運用が始まりまして、楽しみながら健康づくりに取り組む仕組みが増えましたので、高齢者向けのスマホ教室などでW o L Nの周知等に取り組んでまいりたいと考えます。

そして、スマートメーターを活用したフレイル予防等の導入についてです。本町におきましては、人に会って話す、会話することが大切ということで、声かけ、寄り添い、働きかけに取り組んでございます。電気使用量を使ったフレイル予防等の仕組みの導入については、先行自治体の状況などを見極めながら検討したいと考えます。

そして、自分で食事を振り返れるチェックシートの導入についてでございます。高齢になったから急に食に関して問題が出てくるわけではないと考えます。自分の体をつくる栄養、食について若い頃から関心を持つことはとても大切なことですので、関係各課と検討してまいりたいと考えます。

そして、男性が生き生きと活躍できる取り組みの拡充についてでございます。男性も参加しやすい元気ファームをはじめまして、より参加しやすい取り組みの拡充に向けて検討したいと考えます。

最後に、町民主体の居場所の広がりに向けた体制づくりについてでございます。

議員のおっしゃるとおり、行政だけではなし得ることはできないと考えます。本町では、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすために、お互いさまの助け合いの地域づくりを目指します生活支援体制整備事業に取り組んでおります。自分達が住む地域のことを地域の皆さんが話し合う場である協議体の設置を小学校区ごとに進めているところであります。そのメンバーは、地域の実情に精通した方々、お示ししていただいた区長さんをはじめ、地域で御活躍されている皆様と地域の支え合いが充実するよう支援をいたします生活支援コーディネーターであります。この協議体の設置を推進するとともに、小さな居場所をはじめとする様々な取り組みが生まれるような後押しと活動を続けられるような支援をしてまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○3番（石原和美君） 私の父も天寿を全うしましたが、動けないことのつらさを目の当たりにし、健康寿命の大切さを痛感いたしました。健康寿命を延ばそう条例が施行された今、町としてフレイル予防にさらに力を入れることが重要と考えます。そして、これは介護保険サービス費の抑制にも直結する課題であります。町民の皆様には1日でも元気で長生きしていただきたいという思いから、あれやこれやと様々な提案をさせていただきましたが、ぜひ具体的な施策を推進いただき、町民と共に健康寿命を延ばす取り組みを進めていただきたいと願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 通告に基づきまして、町の水資源の保護と維持管理について質問いたします。

本町は歴史的に水道料金の安い自治体として豊富で良質な水を維持し、水資源は大きな町の財産と考えています。また、古くから町内に多くの用水路が張り巡らされ、日常生活の中で、農業用水、生活用水として重要な存在になります。さらに観光面においても、富士山の麓に流れる川は見るからに清流であり、風光明媚な風景を形成し、後世に残すべき大切な遺産と考えます。

古くは豊富な水を必要とする紡績会社や電力会社の進出が見られ、本町の発展に大きく寄与した歴史があり、近年は豊富で良質な水を求め食品会社の工場進出が進み、町内で取水されたミネラルウォーターなどが日本全国の取扱店に運ばれ、販売されている状況にあります。しかし、町民の方々からは、良質な水資源を行政として維持管理できているのか疑問視する声もささやかれています。このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、農業用水、生活用水の保全と維持管理に行政としての対応状況はどのようなことを行っているのか伺います。

2番目に、水資源を後世に残すため、湧水等の水源に対し、維持、保護する対応状況はどうであるのか、無秩序な地下水採取を防止するため指導、監督はどうなのか伺います。

3番目に、水源及び河川の水質の汚染が進んでいると考えられますが、水質の定期検査の状況と汚染状況、また湧水量の変動はどうなのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 岩田議員にお答えします。

初めに、農業用水、生活用水の保全と維持管理に行政として対応状況はどのようなことを行っているのかについてであります。

本町では、古くから張り巡らされた用水路は、水稻や水かけ菜など農業用水としての利用や生活用水、防火用水などにも利用されており、地域において重要な役割を果たしております。用水を安定的に供給するためには、用水路の適切な維持管理や補修によって保全することが不可欠であると認識しております。日常的な維持管理につきましては、水路の土砂上げ等による清掃や草刈り、水門の操作などを利用される各地域の水利組合や地元の皆さんにお願いしております。このため、維持管理の負担軽減を図ることを目的とし、地域の共同活動に活用できる国の多面的機能支払交付金などの補助金制度を積極的に推進し、地域の活性化や施設が適正に維持管理できるよう支援を行っております。

また、施設の補修等による保全につきましては、機能診断や補強などを行い、施設の長寿命化に努めております。特に老朽化が進んでいる基幹的な農業用水路などは、国や県の補助制度を活用し改修工事を進めるとともに、緊急を要する区や部農会などからの要望に対しては、予算の範囲内で修繕等を実施しております。さらに、軽微な場合には10万円を限度とした原材料支給を行うなど、水路の機能維持と生活環境の保全が図れるよう対応しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 私からは初めに、湧水等の水資源の維持、対策状況及び無秩序な地下水採取を防止するための指導・監督についてであります。

湧水につきましては、年2回、8か所の定期観測を県の担当者と一緒を実施して、湧水量等の状況を確認しております。この調査では、湧水量のほかに水温やpH、電気伝導率を測定しておりますが、季節や調査前の天候の状況などから測定結果に多少の増減があるものの、これまでに大きな変化を確認しておりません。

また、地下水につきましては、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱において、揚水機の吐出口の断面積が14平方センチメートル以上の揚水設備については、町に届け出ることが規定されております。なお、揚水設備を設置している事業所を対象に、湧水量の実態調査を実施して地下水の使用状況を確認するとともに、町内2か所に設置してあります地下水測定機器による水位を継続的に記録することで状況を確認しております。

次に、水源及び河川の水質汚染が進んでいると考えられるが、水質検査の状況、汚染の状況、湧水量の変動はどうかについてであります。

水道の水源につきましては、水道法の規定に基づき定期的に水質検査を実施しており、検査結果の数値は水質基準を満たしております。河川につきましては、環境基準の達成状況を確認するため、鮎沢川、馬伏川、佐野川、須川、野沢川の五つの河川10地点において年5回、さらにその支流など14地点において年1回の水質検査を実施しております。地区別に見ますと、成美地区で7地点、明倫地区で5地点、足柄地区で4地点、北郷地区で8地点となります。

水質検査の結果につきましては、本年10月28日に実施した調査で、鮎沢川の桑木地先にありますもみじ橋付近で大腸菌数の超過が見られましたが、もみじ橋は御殿場市との行政境でありますので、現在、上流側の御殿場市で原因究明の調査を実施中であります。ここ5年間の水質検査の結果を見ても、そのほかの地点では一時的な水質変動が見られることもありますが、環境基準を大幅に逸脱し汚染が深刻化しているという状況にはありません。

湧水量の変動についてであります。ただいまの答弁で御説明しました湧水量等の調査結果や町水道施設の井戸の水位の状況から、これまでに大きな変化は認められておりません。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 今の答弁の中で私どうしても聞きたいことが別にありまして、まず、農業用水の管理ということで地域に依頼して維持管理をしているということなんですけど、私どものところに流れています藤曲用水ですが300年以上できてからたっているものですから、かなりいろんな面で石垣が崩れたり、また、取水口が小さいものですから十分な水量が得られないということもありまして、毎週のように取水口を点検しなければならないような状況にあります。

それで、私どもで今、町にも要望を出しているわけなんですけど、農業用水については地元で維持管理をいろいろやっているわけなんですけど、どうしても補修が必要な場合には、土地改良工事

として受益者負担、いわゆる農業をされている方が負担しなければならない。それは12.5%の負担率が生じてくるわけです。私ども藤曲用水では、今、南藤曲、藤曲、落合の3地区で管理しているわけなんです、この12.5%負担される方の対象者が数名しかいないわけなんです。どちらかという、農業用水として使っているのではなくて、生活用水として浄化槽の浄化のためにこの用水を使っているわけなんです。

ですから、維持管理する上で、ちょっとした工事、確かに、石垣が崩れて、どうしても補修しなければならないということで、町に要望を出してもなかなか受益者負担が大きいものですから負担ができないので直せないという構造になってきております。この土地改良工事の受益者負担というのが、今、私どもの地区では大変問題になっていきますので、この点は改善すべき点ではないかとまず思いますので、今の答弁にこの点は含まれてなかったものですから、ぜひお答えいただきたいと思います。

それと2点目ですが、水資源を後世に残すため湧水等の水源に対し維持、保護する対応状況はどうであるか、無秩序な地下水採取を防止するため指導、監督はどうかという点なんですけど、特に私のところは湧水の方で疑問視しているところがあります。我が家のすぐ裏には大昔から湧水が出ておりますが、最近その湧水の量がだいぶ減ってきているように思います。小山町の宝だと私が思っている湧水なんです、実際に、この近場ですと丸善食品さんの方では、コカ・コーラボトラーズのOEM相手先ブランドのいろはすとしてミネラルウォーターを販売されております。また、下の方の信濃高原さんの方では、以前、わざわざ長野のサントリーの白州から、北アルプスの湧水ということで、1時間に1台ずつ湧水を運んで南アルプスの天然水というやり方をしておりましたが、昨年になると思いますが、富士ウォーターパックという会社を設立されて、そこでは小山町の湧水をセブンイレブンのブランドとして販売されております。やはり小山町は湧水がそれだけ豊富で、また、良好な水であるということを考えますと、民間では上質な水は大きな利点だということが言えるわけです。

2点目として、町でももう少しこの水を有効利用できるような方策を何か考えているのか、ないのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

まず2点お願いします。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時03分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

受益者分担金についてでございますが、近年、農家及び非農家の混住化が進み、もともと農業

用水路であった水路が、生活排水路など非農業的に利用されている事例が増えているのは議員御指摘のとおりでございます。ただ、取水量の調節など日々の管理については、農業用水として利用している農業従事者が実施しているのが実情であり、受益者の利用に合わせた施設使用とするため、受益者負担として負担金をいただき工事を行っているところであります。なお、水路の閉塞など緊急性を要する場合は、修繕で実施しているのが実情であります。

農家及び非農家混住化が進んでいる地域につきましては、農家のみならず非農家の方も施設改修に備え積立てをしている用水組合があります。自分達の地域のための水路だということを念頭に置いていただき、先ほどの国の交付金等も上手に活用しながら、日常的に地域で維持管理いただくよう御協力をお願いいたします。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 岩田議員の二つ目の御質問の湧水の町として有効利用できる方策はという御質問ですけれども、湧水については、議員おっしゃるとおり、小山町には水を活用した企業がここ数年進出をしてきておりまして、企業側で湧水について有効的に十分に活用していると考えております。現在ですけれども、町としては湧水を有効に活用することは考えておりませんが、今後、湧水の調査等続けながら、町としても何か活用できる方策があれば検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 今の答弁の中で、湧水だけじゃなくて川の水が豊富だということで、私は前に一度提案したこともあるんですけど、民間の小さな発電所、本当に地域の小さい発電機であれば、例えば、用水がそれぞれ西山用水とか幾つかの用水がありますが、それぞれ地区に幾つか付ければ、発電したものをソーラー発電と同じように地域に流すのはすごく有効な方法ではないかと前に発言したことがあります。一度御検討いただければと思います。

あと、最初の関係ですけど、農業用水で維持できればということですけど、やはり西山用水、藤曲用水、生土の方の用水もそうですけど、農業従事者の方が本当に少ないものですから維持管理が難しいことと、やはり300年もたてば石垣もだいぶ崩れているところがあるわけです。ちょっとした工事にしても数百万円の金額がかかりますので、私はぜひ町で、実際に使っているのは生活用水として使っていることがほとんどですから、負担していただく方向で検討していただきたいと思いますので、私の意見として聞いていただきたいと思います。

気がかりな点がもう一つありまして、現在、小学校に通っている方の親御さんの話、また学校の話もそうなんですけど、夏場の夏休みの間、川遊びを禁止しているという話を聞いています。これは、どういうことかよく分からないところもあるんですけど、川は危険だから、全てじゃないかもしれないですけど、川遊びを禁止しているという話を伺いましたし、私の感じとしますと、

河川の水質検査を全部で20何か所でやっているんですけど、やはり大腸菌群の発生が多いという答弁がありましたとおり、先ほどの御殿場市市町境での発生以外でも大腸菌群が出ているわけです。これはどういうことかということ、浄化槽を消毒しない状態で流してしまいますと河川が汚染されますので、大腸菌群が多く発生することになります。ですから、今後、やはり伝染病のことを考えると、浄化槽の汚染水ということも気にかけていかなければならないところであります。

私、過去5年間分ぐらいの河川の水質検査のデータを見せていただきましたけど、大腸菌群だけがちょっと気になる点で、BOD、COD、BODというのは生物学的酸素要求量という数字なんですけど、これは私の考えだと5以下ぐらいだったら問題にする必要はないと思いますので、今の状況で構わないと思います。ですけど、CODはほとんど出ておりませんが、今後、CODというのは化学的酸素摂取量になりますけど、湯船原あたりから出てくる化学会社からの排水でCODが高くなるということもやはり念頭に置かなければならないと思います。

もう一つ、鮎沢川系の川ですと、下流の方の酒匂川の小山町にあり飯泉というところは、神奈川県の水道企業団が神奈川県の自治体に対してここで取水をしているわけです。ですから、汚い水を流すことも、やはりある程度小山町としては、取水だけじゃなくて排水の点についても気にしなければならぬと思われまして、この点について、また町の考え方を伺いたいと思いますので。

先ほどの学校の関係は、ちょっとはっきりしない分かってないところ、私もあやふやなところがありますので、答えられる範囲でお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 岩田君に申し上げます。用水と水力発電所の関係の回答はよろしいですか。

○9番（岩田治和君） いや、今そういう考えがないということで答弁いただきましたので。

○議長（鈴木 豊君） いいですか、回答は。

○9番（岩田治和君） はい。

○議長（鈴木 豊君） じゃあ、今の2点だけですか。

○9番（岩田治和君） はい。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 学校の夏休みの川遊びの件でございますが、一般的な話として、子どもが遊ぶ場所として危険な場所には入らないようにという指導の中で、多分、川の話も出ていますと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 岩田議員の再々質問にお答えします。

河川の水質の関係なんですが、小山町では、鮎沢川が国から生活環境の保全のため、水質基準で六つのランクのうち上から二つ目の類型Aというきれいな水質の基準を受けております。現在、

この水質は町の調査の中で守られてきていますので、引き続きこの類型Aを守っていけるよう注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） どうですか。

○9番（岩田治和君） 規定によりこれ以上質問できませんので、これで終わらせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 次に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 人件費構造の適正化と持続可能な行政体制の確立について、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしく願いいたします。

令和5年度に策定された小山町長期行財政運営計画によれば、町の基金残高は令和9年度に枯渇する見込みとされています。その主因の一つが経常的支出の増加、特に人件費の膨張です。令和元年度の人件費は約20億円でしたが令和6年度には約25億円と、この5年間で25%増の約5億円となっています。この増加は町の自主財源を圧迫し、結果として財政の硬直化を加速させています。

令和元年度の職員総数は219人でしたが、令和6年度は214人と微減で推移しているにもかかわらず、昇給、地域手当、社会保障料の負担増、そして任用職員への賞与支給などにより、単価ベースでの人件費上昇が進行しています。職員数が微減で推移しているのに人件費が大幅に増えるということは、人数もさることながら財政構造そのものの硬直化を意味します。

歳入面を見ても同様です。令和元年度の町税は約41億円、令和6年度では約45億円と、この8年間で約4億円の増加にとどまっています。しかも、この増収分のほとんどは固定資産税の増加によるもので、一方で町民税は約2億円減少しています。つまり、働く世代の所得が減少し、地域経済の活力が低下していることを示しています。そして、この8年間での人件費増加が約5億円、結局、町税の増収がそのまま人件費増に吸収され、自由に使える財源が増えていません。収入が増えても使えるお金は増えない、まさに財政硬直化の実態です。

総務省令和5年度財政状況資料集によれば、本町の人口1,000人当たりの職員数は12.3人です。人口1万5,000人から2万人、第3次産業が60%以上の小山町に似た町、類似団体の平均9.3人を大きく上回ります。さらに、近隣自治体と比較しても差は明確です。富士河口湖町は小山町より人口が多く、面積も広いにもかかわらず7.3人、開成町や大井町は小山町と同じ類似団体にありながら6人から7人台です。本町の12.3人は近隣町の1.5倍から2倍という水準にあり、町が広い、学校が多いといった説明はもはや正当化できません。

会計年度任用職員は業務量の変動に柔軟に対応するための制度ですが、本来は、短期・補助的業務を目的としています。令和6年度における任用職員はフルタイム34人、パート177人、計211人、このうち教育・保育分野で全体の約7割を占めています。しかし、実際には恒常的業務を担うケースが多く、実質的な常勤化が進んでいます。会計年度任用職員制度導入から5年が経過し、任用職員は柔軟運用のための制度から欠員補充の恒常的人員となりつつあります。結果として人

件費の抑制効果は限定的で、非正規の常勤化が人件費増の要因になっています。

町は工業団地整備による企業誘致で固定資産税が増え、今後も人件費増を吸収できると説明しています。しかし、この考え方は既に昭和的な発想です。製造業の固定資産税は、建物・設備の減価償却で課税標準が年々下がる、自動化・省人化で工場規模自体が小さいなどの理由から、税収効果は限定的かつ短期的です。さらに法人事業税は県税で町には入りません。個人住民税も従業員の居住地課税であり、町外居住者が多ければ税収は増えません。加えて、近年の企業立地要因は、土地ではなく人材です。近隣には大学がなく、若年人口も減少しており、人材確保の困難さから誘致が実現しなかった事例もあります。工業団地を整備すれば企業が来るという時代は既に終わっていると思います。人件費の膨張を外部要因に頼って吸収するのではなく、町自らが行政構造の再設計を行うことが不可欠です。

そのために次の4つを提案します。

1つ目は、事務の再設計、BPRビジネスプロセスリエンジニアリングです。ゼロベースで業務重複や非効率の棚卸し、業務量削減・人員再配置を行います。

次に、外部化です。公共施設管理や清掃・給食業務を委託化し、固定人件費の圧縮を図ります。

次に、デジタル化です。電子決裁やオンライン申請にし、時間短縮・属人化防止を図ります。

最後にAI化です。文書作成補助や窓口支援により定型業務の省力化を図ります。

さらに、これらの施策を年次ロードマップ化し、削減時間、効果額、対象業務数といったKPI、すなわちゴールにたどり着くために途中で確認するチェックポイント数値を設定するよう求めます。

以上を踏まえ、次の点を伺います。

職員数・人件費の現状と、長期行財政運営計画の計画値の乖離に対し、どのような対策を講じるのか。

2、任用職員の恒常化に対しどのような対応を行うのか。

3、企業誘致依存から脱却し、内部構造改革を進める考えはあるのか。

以上、お伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 白井議員にお答えします。

初めに、人件費構造の適正化と持続可能な行政体制の確立についてのうち、職員数及び人件費の現状と長期行財政運営計画との乖離についてであります。

長期行財政運営計画は、令和3年度までの収入及び支出の推移等を基に推計しており、その収支差額、収支ギャップを解消するために、その対応策の一つとして人件費の抑制を掲げております。近年の急激な物価上昇や賃金水準の上昇と、それに伴う税収や交付税等の増加は見込まれておらず、特に本町の固定資産税の大幅な増収については考慮されておられません。

職員数についてであります。第7次定員適正化計画で人件費の増加抑制を行いつつも、多様

化する町民ニーズへの対応など行政サービスの維持・向上を行うため、一定数の職員を確保していくこととしております。本計画では令和7年度末の職員数を243人としており、現在はその計画数値と比べて24人少ない配置となっており、職員が多いとは考えておりません。現状は特に50歳代が多い年齢構成であります。令和10年度以降は年齢層のボリュームゾーンが定年延長年齢を迎え、現状と同様に毎年度一定数を任用しても平均年齢が低下に転じ、職員数は減少する見込みであります。行政サービスの大幅な低下や町政の停滞に陥りかねないよう、歳出のバランスに配慮しながら次期第8次定員適正化計画を策定してまいります。

人件費についてであります。令和4年度から昨年度までの3年間、民間賃金の上昇を考慮した人事院勧告に伴う給与改定により大幅に給与額が上昇しております。地方自治法では職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされております。また、近隣自治体でも人事院勧告に基づき給与改定を実施していることから、本町でも人材確保の観点から同様の改定を実施してきたところでもあります。

初めに申し上げたとおり、令和4年度以降の収支の推移等を反映したいため、現在、長期行財政運営計画の改定を進めているところであります。人件費についても給与水準の一定程度の上昇を勘案した推計としたいと考えております。

次に、会計年度任用職員についてであります。

令和2年4月から制度が開始された会計年度任用職員については、令和7年4月1日現在198人です。会計年度任用職員は、行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公共団体が1会計年度単位で任用する非常勤の公務員であります。本町では、行政サービスを安定的に提供するため、また、日々の運営を支える重要な担い手として、こども園、学校等において活躍していただいているほか、窓口における事務補助など行政サービスの最前線でも活躍していただいております。

令和7年度の会計年度任用職員198人のうち約7割が教育・こども園関係であり、親の働き方の多様化や教育ニーズに対応するもので、小中学校では、低学年支援員や配慮が必要な児童生徒への支援をする職員を任用しております。常勤職員では対応できない時間帯や業務をカバーしていただくなど、日々の運営を支える重要な担い手となっております。

一方、事務の効率化・改善を図ることによって、一般事務の会計年度任用職員の適正化に取り組みたいと考えております。具体的には、来庁予約などの仕組みによる窓口の混雑の平準化や、他市町や金融機関で広がりを見せている開庁時間の見直し、昼休みの導入などを研究してまいります。

次に、内部構造改革を進める考えについてであります。

企業誘致や企業活動の支援は、雇用の場の創出と維持につながり、本町の税収を支える上でも大変重要であります。具体的には、湯船原地区及び小山PA周辺地区の工業団地等の整備により、

このエリア全体での固定資産税額は令和6年度で約6億円余の税収が上昇しております。まだ企業が進出してくることが予測されるため、今後も積極的に企業誘致等を推進していく必要があると考えております。

一方、先ほど申し上げたとおり、常勤職員の年齢構成の大きな変化が今後見込まれており、機構改革と組織のスリム化を行うことが必須になると考えております。まずは事務の効率化を進めるため、文書の電子決裁化、会計処理の見直しと電子決裁化の導入などを進めております。人口減少社会の進展とともに、地方自治体に求められる事務は今後さらに多様化、高度化、複合化するものと推測されます。小規模自治体ならではの時代に合わせた柔軟かつ機動的な組織によって町政運営を推進してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○5番（臼井光昭君） では、再質問をさせていただきます。

まず、職員数の適正について伺います。

先ほどの答弁では、適正との御説明でしたが、私が一般質問で示した人口1,000人当たりの職員数については、残念ながら一切触れられておりませんでした。小山町は人口1万7,000人、職員は、人口1,000人当たり12.3人、一方、同規模の類似団体の平均は9.3人です。つまり、およそ3割以上多いという客観的な乖離があります。この明確なデータがあるにもかかわらず、適正と言い切る根拠が示されていません。

そこで伺います。人口規模に対して職員数がこれだけ多い現状をどのように評価し、なぜ適正と判断されるのか、具体的にお示してください。

次に、人件費について伺います。

答弁では人事院勧告に伴う給与改定が理由とのことでした。しかし、給与改定は全国一律どの自治体も同じ条件です。本来であれば、業務改善、デジタル化、AI活用、事務の整理・統合によって増加分を吸収する努力が求められるはずですが、令和元年度の人件費は約20億円、令和6年度は約25億円、5年間でおよそ5億円の増加です。ところが、町税の増収はおよそ4億円。つまり、増えた町税が全て人件費で消えてしまい、教育環境の充実、高齢者福祉、子育て支援など、本来、町民の暮らしに直接還元されるべき分野に1円も回っていない、この状況こそ財政硬直化の実態だと考えます。

そこで伺います。給与改定を理由にするだけでなく、業務改善やデジタル化による人件費の自然増抑制をどのように進めていくのか、具体的な取り組みを伺います。

次に、会計年度任用職員について伺います。

本町では、令和6年度で211名、その多くが教育・保育分野に配置されています。当初、会計年度任用職員は短期・補助的な役割でした。しかし、現状では給食の自校方式による調理、保育園での補助業務、学校現場のサポートといった恒常的な業務を長期に担っています。また、制度改

正で期末手当等が支給されるようになり、フルタイム任用では正規職員との賃金差が従来ほど大きくありません。しかし、業務の構造を見直すことなく毎年パートを積み上げていけば、総人件費はむしろ膨張する可能性があります。全国的には、給食をセンター方式に再編、保育園の周辺業務を部分委託といった方法で、効率化と質の両立に成功している自治体があります。

そこで伺います。教育・保育分野の業務を棚卸しし、正規、任用、委託の役割分担を最適化する考えはあるのか。また、既に検討している内容があればお示しください。

最後に、工業団地と税収の将来見通しについて伺います。

本町は企業誘致を歳入増の柱としてきましたが、その効果を客観的に検証する必要があります。工業団地3エリアへの雇用者は、令和6年12月末で計557人ですが、町民は173人、僅か31%です。雇用の約7割が町外の方であり、賃金は町民所得や人口増には十分つながっていません。一方で、工業団地の労働力として外国人住民が増えており、外国人数は令和元年186人から令和7年11月現在495人と、約2.7倍になっています。町税には寄与していただいておりますが、多くが単身者・短期滞在で定住人口として将来の安定した税収基盤になるとは言えません。人口全体を見ると、令和元年の1万8,595人から令和7年11月現在1万6,685人へと、この5年間で約1,900人減少しています。工業団地の雇用増が、人口増や町税増加、地域活力の向上に直結していないという構造が明確です。

さらに税収面では、固定資産税は建物の評価替えや設備の減価償却により企業誘致済みの工業団地エリアは既にピークアウトし、今後は減収が避けられません。上野工業団地についても、分譲開始から2年が経過しても誘致が限定的で、全国的な労働力不足や立地環境の変化から誘致が厳しい状況にあります。

そこで伺います。以上の町民雇用率3割、外国人増加による非定住型の人口構造、固定資産税の構造的減収、新規誘致の環境悪化を踏まえ、企業誘致依存ではない持続的な財源戦略をどのように描いているのか、具体的にお示しください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 白井議員の再質問にお答えいたします。

初めに、職員数についてであります。

本町は町域が広く、農地や山林が多く、また道路や河川も多いのが特徴であります。したがって、そこを管理していく業務に携わっている職員も多くなります。また、今では私立のこども園が2園ございしますが、以前は幼稚園及び保育園を町立で運営していたため、そこに従事する職員を確保しておりました。今は三つのこども園に統合されております。そのほかに、人口減少を抑制するため移住・定住促進や企業誘致、雇用対策を進めていくために、重点的な施策を進めていく職員も必要となります。このように、自治体の職員数は、その自治体の産業構造や管理する行政財産、重点施策により異なるもので、単純に人口に比例するものではないと考えております。しかしながら、行政サービスの大幅な低下や町政の停滞に陥らないよう、次期定員適正化計画を

策定してまいります。

次に、人件費の増加についてであります。

令和元年度から令和6年度に人件費が大きく増えた理由として、令和2年度の会計年度任用職員制度の導入も一つの原因と考えております。それは、令和元年度までは臨時職員の給与は賃金として人件費の区分ではなく物件費に区分されていたため、人件費の20億円には含まれていないということであります。金額にして、先ほど臼井議員がおっしゃった5億円の増のうち、約3億円強を占めております。ただし、令和2年度以降は会計年度任用職員の給与は常勤職員と同様上昇しております。しかし、人件費が上昇しているから教育や子育て支援、高齢者福祉に予算を充てていないことは決してなく、こども医療費及び給食費の無償化の継続、教育ではICT機器や環境及び英語教育の充実、介護予防の積極的な取り組みなどを行っております。また、先ほど申し上げたとおり、業務改善やデジタル化、民間事業所との連携や組織の見直しなども積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、教育・保育分野の役割分担についてであります。

会計年度任用職員には、常勤職員では対応できない時間帯や業務を担っていただいております。子育て環境の向上や様々な教育ニーズに対応するために必要な配置であります。今後、子どもの数の推移等の状況の変化に対応することや事務の効率化・改善をしながら、適切な配置について検討してまいります。

次に、企業誘致と固定資産税及び財源の見通しについてであります。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本町は、町民の働く場所の確保や町の活性化、人口減少対策などを推進するため、静岡県のおふじのくにフロンティアを拓く取組に呼応して、三来拠点事業を推進してまいりました。これにより、固定資産税の増など目に見える形で成果が現れております。今後、モータースポーツフォレストのホテル・商業施設の建設や、上野工業団地等への企業進出、さらに住宅地の整備も進めていることから、固定資産税等の増収も想定されます。ただし、中期的及び長期的に、収入及び支出の見通しや町の人口の推移等から町の状況を分析して対策等を立てることは、非常に重要であると考えております。現行財政運営計画の見直しも行っているところであり、引き続き健全な財政運営、行政経営を目指してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありませんか。

○5番（臼井光昭君） 答弁ありがとうございました。人件費だけではなくて、物件費とか扶助費の増加も今後想定されます。企業誘致だけでなく、先ほど答弁がありましたように、町が自ら行政改革の再設計を進めていただけることを期待しまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月2日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時54分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千江子

令和7年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和7年12月2日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君  
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君  
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君  
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君  
13番 鈴木 豊君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君	経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	大庭 和広君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
健 康 増 進 課 長	藤曲 喜久君	こ ども 未 来 課 長	武藤 浩君
商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君	学 校 教 育 課 長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 杉山 則行君 議 会 事 務 局 書 記 鈴木 史幸君  
会 議 録 署 名 議 員 5 番 臼井 光昭君 6 番 小林千江子君

散 会 午後0時03分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

6番 小林千江子君

1. 「こども性暴力防止法」に基づく町の課題と対応について

4番 牧野恵一君

1. 町長の行政姿勢と予算配分について

1番 平野正紀君

1. 長距離ロケット砲訓練への対応について
2. 健康アプリとK I N C Aの活用による町民サービス向上について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。政策監は本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問します。一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行います。再質問については全て自席で答弁を行うことといたしますので、御協力をお願いします。

---

日程第1

一般質問

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

最初に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） おはようございます。通告に従い、「こども性暴力防止法」に基づく町の課題と対応についてを議題とし、一問一答方式にて質問させていただきます。

ニュースなどで性犯罪・性暴力等に関わる教員職員の懲戒処分等報道が深刻化してまいりました。文部科学省によると、令和5年度に全国で懲戒処分等を受けた教員職員は4,829人。これは在職者の0.52%に当たります。このうち性犯罪・性暴力等により懲戒処分を受けた教員職員は320人。前年度より79人も増え、今の形で統計を取り始めた平成23年度以降、過去最多となりました。教育現場における性暴力は決して遠い世界の出来事ではなく、地域社会や教育現場に起こり得る身近な課題となってしまいました。本来、児童生徒を守り育てる立場にある教職員が、児童生徒に対し魂の殺人とも呼ばれる性暴力を行うことは、言語道断です。

こうした状況を受け、国はいわゆるこども性暴力防止法を令和6年6月に成立、令和8年12月には施行することとし、地方公共団体、学校、児童福祉施設などに対し、子どもへの性暴力の防止、被害児童への支援、加害者の再発防止を総合的に進めることを求めました。特に教育現場では、子どもが安心して学べる環境の整備、教職員による性暴力の防止と排除、そして、子ども自身が自分の体を守る力を育む教育の推進などが求められました。

以上のことを踏まえ、小山町におけるこども園、小学校、中学校及び児童生徒を取り巻く現状

を伺いながら、子ども達を性暴力から守るために町としてどのように取り組まれているのか、また、今後どのように取り組まれていく御予定なのかをお伺いいたします。

まず、実態の把握についてお伺いいたします。

本町のこども園、小学校、中学校における児童生徒の性暴力や性被害の実態について、相談・通報の件数や傾向も含め、町の現状並びに課題をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 小林議員にお答えいたします。

町内の園児及び児童生徒への性暴力等の発生報告は受けておりません。

性暴力等に関する一般的な課題としては、被害を受けた子ども達はその行為を性被害と認識できない場合が多く、また、恥ずかしさや恐怖心から周囲に相談できないことが少なくないなど、表面化しづらいという特徴があります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） いえ、ございません。

次の質問に移らせていただきます。

被害が表面化しにくい特性を踏まえ、町として潜在的な被害を把握するために、匿名アンケートや外部相談機関との協働や連携など、町が取り組まれていることや今後取り組まれようとしている計画などがありましたらお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 小中学校では、小学校高学年から中学生を対象としたセクシュアルハラスメントに関するアンケートや、定期的に困ったこと、悩み事等を書ける記名でのアンケートを実施して把握に努めております。アンケートの結果、性被害はありませんが、潜在的被害を把握するため、引き続き子ども達が安全で安心して学校生活を送れるように、指導支援の見直しの機会として実施していきます。また、日頃より担任との教育相談の実施や、必要に応じて養護教諭を中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携した校内の相談体制づくりを行っています。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 記名でのアンケートを実施しているとのことですが、これは匿名での実施は検討されないのでしょうか。セクシュアルハラスメントも性暴力もいずれも極めてセンシティブな問題であり、記名式では訴えにくいことが文部科学省や専門家からも指摘されています。特に性被害の場合、被害者が自分に非があるのではと感じてしまったり、また、加害者が学校関係者であればなおさら書きにくいこと、また、書くことをためらったりします。周囲に知られたくないという気持ちも強く、記名では潜在的な被害を把握することは非常に難しいと言われてい

ます。こうした背景を踏まえると匿名でのアンケートの導入が必要だと考えます。

町として匿名アンケートの実施についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 議員のおっしゃるとおり、まず把握するという視点から匿名アンケートの実施についても検討してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ぜひよろしく願いいたします。

では、再々質問に移らせていただきます。

外部相談機関との協働や連携は取り組まれていないようですが、先ほども申し上げたとおり加害者が学校関係者であれば相談は非常にハードルが高くなります。外部相談機関が入ることにより、学校関係者を通さず対応してもらえるとという安心感にもつながると考えます。そして何より、外部を入れるということは、内部に対しよい緊張感をもたらします。町として、外部相談機関との協働や連携についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 静岡県の電話相談窓口である24時間子どもSOSダイヤルや、LINEによるしずおか子ども・家庭相談、また、町の教育委員会の電話相談の菜の花ホットラインというものがございますけど、そちら等の周知を図っているところであります。

その他外部機関との連携につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○6番（小林千江子君） 子ども達が相談しやすいように、ぜひあの手この手と連携を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

採用時の特定免許状失効者等に関わるデータベースの活用に関してお伺いいたします。

令和5年4月1日より、学校の教員職員等を任命する又は雇用する際には、特定免許状失効者等に関するデータベースの活用が義務づけられております。対象年月日以降の採用において、全ての教職員に対し本データベースの照会が実施されているのか、現状をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 静岡県で採用する方については県で、小山町で採用する臨時的任用職員等については町で、履歴書や免許状の確認とともにデータベースを活用しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） データベースをきちんと活用してくださっているとのこと、ありがとう

ございます。

ちなみに、解雇歴や免許の失効、また成年後見、資格取消しなどの確認が取れる官報情報検索ツールのデータベースも、任意ではありますが、推進されております。町の活用状況はいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 現時点では町の採用について官報情報検索ツールの活用は行っておりませんが、町で採用する職員は知り合いの退職された教員の方をお願いするケースが多く、また、以前に勤めておられた教育委員会等にもお伺いしてその方の情報を得ておりますので、身元の確認をして採用しております。今後、必要に応じて活用してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） では、再々質問です。

データベースに掲載されている時点の氏名と現在の氏名が変わっている可能性もあるため、採用関係書類に改名の事実の有無の記載を求めたり、大学の卒業証明書等の提出を求めたりするなどして、旧姓や改名についても検索を行うことが留意されておりますが、町の状況をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 町で採用する職員は、採用時に、卒業証書、免許状、履歴書等の提出を求めまして、氏名等の確認を実施しております。また、先ほども答弁しましたが、必要に応じて前に採用されていた教育委員会にも問合せしております。そのような形で確認をいたしております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○6番（小林千江子君） それでは次の質問へ移らせていただきます。

児童福祉法に基づき保育士を雇用する施設は、採用前に保育士特定登録取消者管理システムのデータベースで、採用予定者が過去に保育士資格を取り消された経歴がないかを確認することが義務づけられています。町内の保育教諭は、公立、私立ともにこのデータベースで照会が実施されているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 町内の公立こども園の保育教諭を採用する際には、保育士特定登録取消者管理システムで、保育士資格を取り消された経歴があるかについて確認を行っております。町内の私立こども園も同様に確認を行っているとお聞いております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○6番(小林千江子君) これは先ほどの質問同様になってしまうんですけども、データベースに掲載されている時点で氏名と現在の氏名が変わっている可能性もあります。こども園の確認の状況をお聞かせください。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) 再質問にお答えをいたします。

公立、私立とも保育教諭を採用する際は、大学等の卒業証明書や保育士資格の写しを提出していただいております、それらの書類で旧姓や改名について確認をしています。

以上です。

○議長(鈴木 豊君) 再々質問はありますか。

○6番(小林千江子君) ありません。

それでは、次の質問へ移らせていただきます。

令和6年6月、日本版DBS、これは犯罪事実確認ですね、同導入のため法律が成立し、運用開始は令和8年12月とされました。この日本版DBSとは特定性犯罪の前科がある人を確認できるデータベースです。教職員や保育士だけではなく、職業に関係なく性犯罪歴のある人が登録されているデータベースです。子どもに関わる仕事に就く際にこの情報を照会できる仕組みとなっています。つまり、日本版DBSは、性犯罪歴のある人物が子どもと接する仕事に就くことを防ぎ、子どもの安全を守る仕組みです。今後大変に期待されています。

しかしながら、現状としましては教職員及び保育士以外の職種についてはデータベース照会の実施が難しく、現在子どもと関わっている全ての人材に対するフィルタリングは不十分と言わざるを得ません。そこで、町が関わるこども園、小中学校、学童、公営塾、ALTなどの教職員、保育士以外の講師等を採用する際、どのような危機管理意識を持ち、どのような対策を講じられているのか、その現状についてお聞かせください。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 町が教職員や保育士以外の子どもに関わる業務に携わる講師等を採用する際は、複数の面接官による面接試験で履歴書における職歴や人間性を総合的に判断し、慎重に採用しております。

放課後児童クラブの支援員は放課後児童健全育成会で採用しており、町と同様に資格や履歴書の確認や複数人による面接により判断をしていると聞いております。

ALTに関しては、委託先の事業者が履歴書や資格の確認をしております。犯罪歴等は在留資格の申請時に答えることとなっており、虚偽がない旨を誓約しなければならないことから、その時点で確認ができているものと考えております。

以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 再質問はありますか。

○6番(小林千江子君) ALTでは、採用時に履歴書や資格の確認、在留資格申請時の犯罪歴確

認などが行われているとのことですが、ALT以外の採用選考時の関係書類においても、賞罰欄の設置や刑事罰だけでなく、懲戒処分歴や児童生徒への暴力等で懲戒処分となった具体的理由の明記などを求められてはいかがでしょうか。これは文部科学省も、常勤、非常勤、任期付、臨時的任用、再任用、会計年度任用職員の任用形態、勤務時間にかかわらず、全ての任用で必要とされています。

そこでお聞きします。町の採用選考時の書類には、先ほど申し上げました賞罰欄や懲戒処分歴の記載欄は設けられていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えをいたします。

町の採用試験の選考時の履歴書には賞罰欄や懲戒処分歴の記載欄はありませんが、募集要項に地方公務員法第16条の欠格事項、具体的には、禁固刑以上の刑に処されその執行が終わらない者や、当該地方公共団体で懲戒免職の処分を受け2年を経過しない者等は受験ができない旨を記載してあります。こども性暴力防止法制度が開始された以降は、国のガイドラインに沿って採用選考を実施します。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 国のガイドラインに沿って賞罰欄や懲戒処分歴の記載欄を採用選考で実施していただけるとのこと、ありがとうございます。期待しております。

それでは、次の質問へ移らせていただきます。性暴力を防ぐための性教育、予防教育並びに講習等について伺います。

子どもの性暴力防止には、子ども自身が自分の体の大切さを理解し、嫌なことは嫌と言える力を育む教育が欠かせません。本町のこども園、小学校、中学校で発達段階に応じた性の教育、安全教育はどのように実施されているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） こども園では、3、4、5歳児を対象に、絵本を用いての性教育や、プール時期において体の大切な部分についての話をしています。

小中学校では学習指導要領に基づき、小学校1年生から発達段階に応じて保健指導や保健体育の授業等において性について扱い、プライベートゾーンの大切さや命の大切さ、人権の視点も踏まえ、指導をしています。また、SNS等を使ったトラブルも発生することから、情報モラルの一環として画像の送受信についての指導等を行っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 答弁ありがとうございます。

年齢に応じて、適切に性の安全教育がこども園から実施されていることに安堵しております。

ただ、実施回数やフィードバックなどを含め気になる点もありますので、今回は時間もないので、また機会を改めて伺わせていただければと思います。

ただ1点、せっかくこども園から性の安全教育が行われているにもかかわらず、先ほど冒頭にあったアンケート調査は小学校高学年からとなっています。実際に被害に遭う事例として低中学年も報告されているようですが、この高学年以上のみを実施している理由は何でしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 本アンケートは、令和2年度から静岡県教育委員会がセクシュアルハラスメントの実態把握と普及啓発を目的として、小学校5年生から高校3年生までの児童生徒を対象に実施しております。小学校高学年以上を対象としている理由は、低学年の児童では、セクシュアルハラスメントについて正しく理解、認識し、アンケートに適切に回答するのは難しいのではないかとこの県の見解からです。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 確かに低学年はアンケートに適切に回答するのは難しいかもしれませんが、思春期の早期化や2次成長が早く始まる児童も増えてきております。今後、県や関係者とぜひ御協議いただければ幸いです。

それでは、次の質問へ移らせていただきます。

子どもと関わる人材に対する性暴力防止に関する講習や研修についてはどのように実施されているのでしょうか。その内容及び運用状況についてお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） こども園では今年度、全職員を対象に性暴力を含めた虐待全般について防止対策の講習会の開催を計画しております。

小中学校では各学校において、県からの通知や資料を基に、定期的に勤務・サービスに関する研修の一環として、管理職による性暴力防止等の指導を行っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ありがとうございます。

具体的に性暴力に対して講習が実施又は実施予定であることが確認できて、うれしく感じております。

ただ、こども園では全職員を対象に講習会を実施するとありましたが、ここで言う全職員とは具体的にどこまでの範囲を指し示しているのでしょうか。

また、小中学校では、管理職による性暴力防止等の指導を定期的に行っているとのことですが、非常勤教員や補助教員、外部講師なども含めた全職員への実施が必要と考えます。町として全職

員を対象とした研修の実施についてどのように考えていらっしゃるのか、再度お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 全職員とは、こども園において、正規職員、会計年度任用職員を問わず、保育教諭、養護教諭、事務員、用務員、調理員の全ての職員になります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 御回答ありがとうございます。

子ども達を取り囲む大人達に漏れなく学びを共有していただけることは、私達にとって本当にありがたい町の取り組みだと感じております。深く感謝申し上げます。

そして、厚かましいお願いになってしまうんですけども、もし可能であれば、子ども達への性の安全教育を実施する際、保護者にも同じ学びを得られる機会を設けていただけたら大変ありがたいと思います。私は40代なんですけれども、私達40代の世代は公教育の中で性の安全教育を十分に受けてこれなかった世代だと言えます。ほかの年代の保護者も、程度の差はあれ同様ではないかと思っています。仮に学ぶ機会があったとしても、それは過去の学びであり、現在の最新情報とは異なります。子どもとその周りの指導者には最新の知識が共有されている一方で、保護者だけが取り残されてしまうということになりますと、誤った理解や認識が原因でクレームや誤解につながる可能性もございます。私達保護者にも情報のアップデートが必要です。何らかの形で町からの御協力をいただければ大変ありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 例えば、保護者の皆様がPTA事業の一つとして、性暴力防止に関する研修会や講演会を開催したり、家庭教育学級の活動で勉強会を実施する際に、会場の提供や講師の紹介等を可能な範囲で連携、協力したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○6番（小林千江子君） ありがとうございます。非常に心強いです。どうぞよろしくお願いいたします。

すみません、ちょっと質問で漏れてしまっていたかもしれないんですけども、学童だったり、そういったところと公営塾、こちらの指導者達に対するこういった学びの場というのはどのような提供がされているのか、すみません、そちらの方をお伺いさせていただければと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 学童放課後児童クラブにおいては、支援員に対しそのような講習の場を設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○6番（小林千江子君） どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次に、相談しやすい仕組み、支援体制についてお伺ひいたします。

子ども達が性暴力について相談しやすい仕組みや体制を整えることが求められています。また、性暴力被害に遭った子どもや保護者が安心して相談できる体制の整備も重要です。

町内においてはどのような相談体制を構築しているのか、また、万が一発生してしまった場合の報告フローについてどのように定めているのかをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 性暴力に関する相談体制につきましては、全ての子どもが安心して相談できる環境を確保することを基本として、複数の相談窓口を整えております。

こども園では、園長や担任保育教諭を中心に子どもの変化に気づきやすい体制を取るとともに、保護者からの相談も含め、気になるサインがあった際には速やかに園内で共有し、必要に応じて子育て支援センターや町の福祉部局とも連携できる体制を整えております。

小中学校では、担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の相談体制を常時活用できるようにしているほか、定期的なアンケートを実施するなど、児童生徒が声を上げやすい工夫を行っております。

万が一性暴力が疑われる事案が発生した場合は、子どもの安全確保を最優先としております。その上で、速やかに校長・園長へ報告し、校長・園長が中心となって町並びに教育委員会へ連絡するとともに、事案の重大性に応じて、警察、医療機関、児童相談所など専門機関と連携して対応を進めることとしております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○6番（小林千江子君） ありがとうございます。ぜひ今後とも、声を上げにくい、あるいは声を上げられない子ども達の声に耳を傾け、安心して相談できる体制づくりにどうぞ御尽力いただきますよう、お願ひ申し上げます。

それでは次に、学校内、園内施設における盗撮防止、探知検査の取り組みについてお伺ひいたします。

近年、全国的に学校や保育施設などで、更衣室やトイレ、保健室などに、盗撮目的の小型カメラが仕掛けられる事件が発生しています。特に、スマートフォンや小型機器の高性能化により、外見からは発見が難しいケースもあります。子ども達の安心安全を守るためには、施設の定期点検や、盗聴・盗撮機器の探知検査を専門業者に依頼する体制が必要と考えます。

小山町においては、こうした盗撮防止、探知検査の実施状況、また、今後の実施予定についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） こども園では、現在行っている日常の点検に加え、参観日、園行事な

どの不特定多数の来園があったときは、その都度、職員が目視による点検、見回りを強化してまいります。小中学校では教頭などが毎日校内の点検を行っております。また、夏休みには全職員で施設点検を行っております。

盗聴・盗撮機器を発見するには日常的な施設点検が重要でありますので、現時点では専門業者への依頼は考えておりません。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 定期的な目視による点検が行われているとの御回答をいただき、安堵しております。しかし、近年の盗撮はですね、機器の小型化や偽装技術の進歩により、目視では発見が困難になるケースが増えてきていると伺っております。例えば、女子児童を盗撮した画像をSNSのグループで共有したとして横浜市の小学校教員らが逮捕、起訴された事件を受け、横浜市の教育委員会では、隠しカメラを探知する探知機の導入を検討したと報じられております。

町でも、目視の点検に加え、こうした小型・巧妙化するカメラを探知できる機器を導入し、目視と探知機によるハイブリッド点検を行うことも可能ではないかと考えます。また、これは抑止力にもつながると思います。町の考えをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 現状としまして、校内を見回る姿を見せることにより抑止力効果がある日常点検を引き続き実施してまいります。探知機等の導入につきましては、先行事例の研究をこれから進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） いえ、ございません。

それでは、最後に、総合計画や事業計画における位置づけについて伺わせていただきます。

小山町第3期子ども・子育て支援事業計画や小山町教育振興基本計画の中には、残念ながら性暴力に関する記述が見当たりません。今後、性暴力防止に関する項目を新たに位置づける方向で検討するとともに、教育、福祉、地域が連携し、子ども達が安心して健やかに成長できるまちを実現するための具体的な施策を講じ、それらを基本計画や総合計画へ反映していくことが必要であると考えます。町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 令和8年3月に改定予定の第3期子ども・子育て支援事業計画、並びに現在策定中の第2次小山町教育振興基本計画において、何らかの形で計画に加えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 何らかの形で反映していただけるとの力強い御回答、誠にありがとうございます。どうか小山町は、性暴力を決して許さないという強い姿勢を持って、この取り組みをさらに前へ進めていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は小山町の予算配分、つまり行政資源投入の分野別割合について、一括質問、一括答弁方式にて質問をいたします。

私には、小山町の財政運営は、町政運営の基本をおろそかにし、町民の暮らしの向上よりも、行政の対外的な見栄えに重点を置いていると思われるのであります。この12月議会においても、またしても計画性もなく、年度中途であるにもかかわらず、町民に与える損失見込みについては一切検討もしないままに、大規模な事業に着手しようとしているのであります。本当に小山町役場の中枢部はどこを向いているのだろうか、町民の負託に応えようとしているのであろうか、税金の使い道の検証という視点で質問をいたします。

税金の使い道は、法律に基づいて、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産、商工労働、土木、教育、消防、災害復旧費、借金返しの公債費、予備費等に分かれています。どの分野にどのくらいお金をかけるかは市町の状況によって様々であります。市町の仕事は法律で定められておりまして全国共通でありますので、その割合は特別な例を除いてほぼ共通しているのであります。

総務省の令和5年度の決算データからすると、全国の市町の平均でいうと、職員の人件費や庁舎の維持管理、情報システム整備など、行政の運営コストを示す総務費は約10.2%、高齢者福祉、子育て支援、生活困窮者支援などに充てる民生費は27.9%、廃棄物処理や環境衛生に充てる衛生費が、7.7%、教育費が15.8%などとなっております。このうち民生費は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、子育て支援、低所得者支援など生活福祉分野であり、行政サービスの核となりますので、どこの市町でも、全国平均で分かりますように、最も多くの税金を投じているのであります。

ところが小山町においては、この住民サービスの基礎である民生費には、令和6年度決算で約19%しか投じていないのであります。令和4年度21%、令和5年度18%、令和7年度当初予算においても20%であります。近隣の市町と比較してみても、小山町の特殊性が分かります。長泉町の民生費は40.4%、清水町は35%、御殿場市、裾野市は高くはありませんが約30%を投じて住民生活の基礎分野のサービスに努めているのであります。

小山町は過去10年以上、人口増加策と銘打って大規模事業を展開してきました。2024年の人口戦略会議の分析では消滅可能性都市から脱却したと役場は誇らしげに宣伝していますが、科学的な分析を欠いています。

人口戦略会議において消滅可能性都市というのは、2020年から2050年までの30年間に、20歳か

ら39歳までの女性人口が50%を下回ると予測される町を指定しております。では、小山町はどのように予測されているのでしょうか。小山町では20歳から39歳までの女性の数が2020年の1,482人が774人になる。つまり、48%減少するとされているのであります。減少率が50%以上で消滅などでありますから、48%減少なら病は重いという状態なのであります。消滅可能性都市との肩書が取れたとして安堵している場合ではありません。

かねてから私が指摘しておりますのは、小山町の人口の社会動態を見ますと、1年にほぼ毎年140人が転出超過になっているのであります。今まで小山町民として税金を納めてきてくれたであろう人が出ていく、その数が新しく町民になる人を超えているのであります。こうした現状を見たときに、小山町が人口減少を最小限にとどめるために最も必要な施策は、効果も不明な物珍しいものづくりや会社の立ち上げなどではなく、行政の基本に立ち返って町民のニーズに立ち向かうことだと考えるのであります。高齢者福祉、児童福祉、子育て支援、生活弱者対策などに多くの予算を配分すべきではないでしょうか。

また、人口問題を論ずるときの指標になっている若い女性にとってほかのまちよりずっと魅力的なまち、安心して結婚、出産、子育てができ、教育文化活動に熱心で品位を感じるまちづくりこそが、少子高齢化の荒波を乗り切る備えとして必要ではないでしょうか。削減すべきは、小山町がほかの市町に比べて突出している職員の人件費、庁舎の維持管理や行政システムの運営に充てる総務費でしょう。

具体的な配分を含めた予算、民生分野の充実を求め、質問いたします。よろしく答弁願います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員にお答えいたします。予算配分、行政資源の極端に少ない民生費を大幅に増やす施策が必要だと考えるがについてであります。

単に民生費を総額で割った構成比で比較すると、その年に民生費以外で臨時的に多額の支出があった場合、民生費の割合が低くなります。具体的に申し上げますと、近隣自治体と比較できるデータとなる令和5年度決算において、本町は、その年に農林水産業費で高額な県補助金事業の支出があり、構成比で見ると民生費が低い値となっております。

一方、令和5年度の民生費の決算額26億1,495万円を国勢調査の人口で割り戻しますと、本町が1人当たり14万1,000円となります。同様に近隣自治体を計算いたしますと、御殿場市が13万8,000円、裾野市が14万2,000円、清水町が13万2,000円、長泉町が15万4,000円となっております。この結果から、本町の民生費が極端に低いということには当たらないと考えております。

民生費は、社会福祉費や老人福祉費、児童福祉費で構成されており、社会保障制度の一環として、生活に困窮している人や、児童、高齢者、障がい者などの生活を社会全体で支援するための扶助費の割合が民生費の4割弱を占めております。町民の生活及び福祉の充実のために必要な経費として、毎年度必要な予算を確保してまいります。

また、引き続き総合計画はもとより、各個別計画に基づいた必要な施策を推進する予算編成を今後も行ってまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をいたします。

ただいまの答弁で、人口1人当たりの民生費はほかの市町並みであるというものでありました。私の質問の趣旨は税金の配分についてでございますので、再度お尋ねをいたします。

民生費の内容につきましては、答弁でも説明がありましたが、揺り籠から墓場まで、人の生涯を支える基本的な制度に係る経費と言えますので、全国の市町は予算の約3分の1、あるいは4割程度をこの民生部門に投じているのであります。しかしながら、小山町は5分の1に満たない状況が続いております。職員の人件費や情報システムの費用など役場の運営に係る総務費と、町民の生存権を支える民生費が拮抗しているのは小山町ぐらいです。

逆に、身を切る行政改革によって削減すべきと言われる総務費が絶えず最上位の比率を占めているのも、また小山町ぐらいであります。小山町でも既に老人会や婦人会などをはじめ、地縁団体が、高齢化や加入者不足で活動の継続が危ぶまれています。町内でも高齢化率が50%を超えた地区もあります。地域社会の弱体化はすなわち行政運営の困難さと比例すると思います。

少子高齢化に伴う民生分野への行政需要はますます高まることは必至であります。小山町において民生費は、ほかの市町並みに投じているというのみではなく、役場が町民一人一人と顔の分かる、向き合うソフト事業を充実し転出者が大幅に減る、そのためには、具体的な施策として民生費の大幅な拡大が望まれると考えます。

長泉町は子育てしやすいまちと評価され、若いカップルが多く住むまちになりました。小山町も、高齢者や障がい者が住みやすいまち、福祉のまちを掲げて、小山町に住むことに誇りを持つまちづくりこそが、小山町からの転出者を少なくするという点でも効果的な施策だと思いますが、いかがでしょうか。再度、予算の配分について答弁を求めます。

また、今の小山町は計画性のない行政運営だと指摘した件につきまして、総合計画はもとより各個別計画に基づいた必要な施策を推進するとの答弁がございました。しかし、この答弁の内容では、10か年間の総合計画基本構想、5か年間の基本計画、そして、具体的な予算づけに備える3か年の実施計画という3層構造、計画的な行政運営を行うのが大原則であります。この大原則を肯定していないようにも受け取れましたので、この点についても再度答弁願います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問にお答えいたします。

初めに予算の配分についてであります。本町の総務費が高い比率となっているのは、ふるさと納税に係る経費や積立金、あと地域公共交通の経費が計上されていることが一因と考えております。先ほど答弁で申し上げたとおり、各自治体の重点施策により予算の構成比は様々であり、

一概に民生費の予算の割合が低いからほかの自治体と比較して民生費に関する事業が手薄になっているということはありません。

ちなみに対象人口を見てみると、障がい者手帳所持者数、生活保護受給者数は10年前から減少しており、また、要介護認定者数も令和4年から減少しております。このように減少傾向ではありますが、社会保障に係る予算について、今後も町民の生活や福祉の質の向上のために必要な予算を充てて対応してまいります。

次に、総合計画や各個別計画に基づく予算編成についてであります。

毎年9月頃に所属ごとに総合計画に基づく実施計画のヒアリングを実施しております。その中で、計画に基づいたものか、必要性や事業の費用対効果、行政サービスの向上に寄与するものか等を確認しております。その後、本年度は今月に来年度予算の事務査定を行い、来月には町長査定を行い予算書を作成し、議会の承認をいただく予定であります。予算の編成においては、総合計画の実施計画を基に、町民の福祉の向上や安心安全、まちの目指す将来像など様々なことを考慮しながら、優先度の高い事業及び必要な事業を計画してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 再々質問ではありませんが、今の答弁を踏まえて、今、他市並みではあるということではありましたけども、一方、小山町はほかの市町がやっていない特別会計事業をたくさんやっているわけですね。それらは必ずしも町民の暮らし向きの向上には当たらない分野の事業もたくさんやっているわけです。そういった分野については、例えば、もっともっと基礎的な住民サービス部門に振り向ける、特別会計でもって取り組んでいるバイオマスとかいろいろありますけども、それらは必ずしも効果を上げているとも思えないわけですね。ですから、よそでやってないこともやっているわけですから、そうした部分をよりもっと町民の生活の基礎の部分に、特に民生費に他市並み以上に力を入れていくまちづくりというものも考えていただきたいと思って質問いたしました次第でございます。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで10分間休憩にします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 平野正紀一君。

○1番（平野正紀君） 私は通告に従い、2件の問題について一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、長距離ロケット砲訓練への対応についての質問です。

東富士演習場で初めての長距離ロケット砲訓練が行われました。10月7日の自衛隊による多連装ロケットシステム、MLRSの訓練に続き、27日には、米軍の高機動ロケット砲システム、HIMARSの訓練が行われました。それも御殿場市と裾野、富士、富士宮をつなぐ生活産業道路である国道469号を封鎖するという前例のない訓練でありました。地元は苦渋の決断だとして、今回限りの条件をつけて訓練を認めましたが、今後も訓練の常態化、基地負担の強化が懸念されま。そこで、この長距離ロケット砲訓練に関して、幾つかの質問をさせていただきます。

初めに町長にお聞きします。町長は10月31日付の地元岳麓新聞で、HIMARSの射撃訓練を視察した後の見解を新聞紙上で述べておりましたが、改めて今回の2回にわたる長距離ロケット砲訓練に対する見解をお聞きします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平野議員にお答えをいたします。

今回の東富士演習場における陸上自衛隊の多連装ロケットシステム、MLRSによる射撃訓練及び米軍の高機動ロケット砲システムHIMARSによる射撃訓練は、現在の安全保障環境の中でやむを得ないものの、東富士演習場で初めての実施であり、国道469号を封鎖するなど地域生活に大きな影響があり、町としても極めて重く受け止めております。

10月27日には、安全対策等を確認するため、HIMARSの射撃訓練を現地視察いたしました。使用協定運用委員会拡大会議等で申し上げた「今回限り」「苦渋の決断」とした地元の立場は、尊重されるべきものだと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

引き続き、各項目について質問いたします。

初めに、国からの協議要請の在り方について伺います。

まず、事前協議の在り方についてですが、過去の104訓練、オスプレイ等は、十分な時間を取った協議が行われた上で地元の対応の仕方を決めてきたはずですが、しかし、今回は十分な事前協議の時間も取れずに、訓練日程ありきの異例の要請だったように思いますが、事前協議の在り方について当局はどのような見解か、お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 両訓練の実施に当たっては、事前に使用協定運用委員会拡大会議を開催し、国からの説明と地元権利者及び行政による質疑を行いました。地元で慎重に協議を行った上で、最終的には地元意見として条件を付し、訓練が実施されることになりました。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

特に、米軍のHIMARS射撃訓練については、自衛隊の訓練がまだ行われていない中での要請でした。10月7日の自衛隊の国道の交通規制までの訓練を「一度限り」「苦渋の決断」などの条件をつけて受け入れた地元を逆なでするかのようになり、米軍のHIMARS訓練を実施した。このような国の進め方はあまりにも地元軽視ではないのかと思いますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 米軍HIMARS射撃訓練は、陸上自衛隊の射撃訓練を今回限りとした直後の要請であり、地元の理解を十分に踏まえたものとは言い難いものでありました。町としても国に慎重な対応を求めましたが、結果として計画どおりの訓練実施となりました。このようなことから町は国に対して、地元自治体と住民の理解を最優先とする丁寧な説明と調整を徹底するよう求めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

今回のように、なし崩し的に訓練を認めるのではなく、今後は使用協定に基づく事前協議の原則をしっかりと国に守らせるべきです。

行政として、国に対してどのような対応を求めていくのか、町の考えをお聞きします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 東富士演習場使用に伴う関係市町との行政に関する協定の第1条には、「この協定は、東富士演習場を自衛隊が演習及び実弾射撃訓練に使用するに伴い、自衛隊の演習場使用と地元民生の安定及び地域開発とが両立するよう防衛大臣、関係市町協力して行政上の調整を図ることを目的とする」、また、第24条には「この協定に定める権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実に行うものとする」と規定されております。

町としては、引き続き国に対して使用協定を遵守し、地元の意見が適切に反映されるよう国に求めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

10月14日に行われた東富士演習場使用協定運用委員会拡大会議での中谷元防衛大臣の重大発言についてであります。重大発言とは、国道をトンネル化したりバイパスを新たに設置するなどの案を地元側に提示させていただきたいという内容です。これは明らかにロケット射撃訓練を今後も恒常的に続けたい意思表示です。しかし、私はロケット砲訓練は「今回限り」を今後も貫徹す

るべきだと考えます。そうでないと使用協定の根幹が揺らいでしまい、訓練がなし崩し的に今後も継続して行われるおそれがあるからです。

これについて町はどのようにお考えか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 今回の射撃訓練は、地元として「今回限り」との前提の下、苦渋の決断で受け入れたものであり、これが恒常化へつなぐことには強い懸念を抱いております。当然のことながら、このたびの射撃訓練に当たっての条件を国は守るべきであると考えております。以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次に、国産スタンド・オフ・ミサイル配備計画について2点お伺いいたします。

1点目として、防衛省は今年8月29日に国産スタンド・オフ・ミサイルの早期整備についてを公表し、その中で「島嶼防衛用高速滑空弾については、令和7年度に富士駐屯地に所属する特科教導隊に配備した上で、同部隊を活用して、実践的な運用の開始を令和7年度に前倒しする予定」としており、さらに「地発型の12式地对艦誘導弾能力向上型については、令和9年度には富士駐屯地に所在する特科教導隊に配備を行うことを予定しています」とあります。

この計画が公表されたことで、有事の際は、有事の際です、富士山麓、本町では須走地区が攻撃の標的にされるのではないかという不安の声が上がっています。この内容の詳細について地元自治体や地権者団体に対して国から説明があったのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） スタンド・オフ防衛能力については、本来、富士駐屯地については東富士演習場使用協定には適用されないところではありますが、8月29日の防衛省ホームページの公表を基に南関東防衛局から小山町に対して説明がありました。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

町内、特に須走地区でのミサイル配備計画に対する受け止め方や、住民感情について何か把握していることはありますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 今回のミサイルへ配備計画に対する町内、特に須走地区の住民感情につきましては、町に対し特段、個別連絡や抗議の声は寄せられておりません。テレビのニュース等の報道を通じて、住民の皆様が、地域が攻撃目標となるリスクが増大するのではないかと懸念していることは承知しております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

2点目としまして、我が党の国会議員と関係者が9月24日に防衛省に対して、富士駐屯地への長距離ミサイル配備撤回と陸上自衛隊の多連装ロケットシステム及び米軍の高機動ロケット砲システムによる射撃訓練に関する要請を行いました。この中では、自衛隊だけでなく米軍のロケット砲射撃訓練の中止を求めました。同時に、富士駐屯地への長距離ミサイル配備撤回を求めましたが、この交渉の中で国は、地元には丁寧に説明して理解を得ていくと答弁しておりました。

防衛省の計画公表から既に3か月が経過しています。住民の安全安心に関する内容であり、行政として情報を求めていく必要があるのではないかと思います。見解を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 計画内容、影響、安全対策について、国に対し必要に応じて情報提供を求め、住民の不安解消に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次に、東富士演習場使用協定と住民の安全安心を守る対応について、数点伺います。

まず、今回の射撃訓練の協議の中で明らかになった東富士演習場使用協定の運用上の課題について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 今回の射撃訓練は、交通規制を伴ったものであり、町民の生活や企業、経済活動に影響を与えかねないことや、町民や企業に負担をかけた点が、運用上の大きな課題であると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

1967年、昭和42年8月6日の東富士演習場現地協議会においては「東富士演習場又はその周辺にミサイルを持ち込まない」が文書確認されています。この確認事項は現在も有効であるはずですが、その点の見解を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 昭和42年8月6日の東富士演習場現地協議会における確認事項について、本年9月26日の使用協定運用委員会拡大会議において改めて国に確認を求めました。国の回答は「東富士演習場又はその周辺にミサイルを持ち込まないことが確認されていることにつ

いて確認する」とのことであり、この確認事項は現在も有効であると認識しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

最後の質問です。

特に、「東富士演習場又はその周辺にミサイルを持ち込まない」については、防衛省も内容を承知しています。防衛省の国産スタンド・オフ・ミサイルの早期整備についての公表を受けて、住民は大きな不安を感じています。東富士演習場又はその周辺をミサイル基地化しないことの課題は、東富士演習場を抱えた2市1町にとどまらない、住民の安全安心にとって大きな課題になっていきます。今後の対応に向けた町の姿勢を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） ミサイルを持ち込まない、基地化しないという確認事項は、地域の安全安心を守る上で極めて重要であると十分認識しております。また、先ほど申し上げたとおり、スタンド・オフ・ミサイルの配備計画については、富士駐屯地には東富士演習場使用協定は適用されないところでありますが、必要に応じて国との対応に当たってまいります。

国からは、東富士演習場又はその周辺にミサイルを持ち込まないという過去の確認事項について、その事実を確認するとの回答を得ております。今後も住民生活の安全を最優先に考え、国への情報提供や地元への対応について要望してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 質問ではございませんが、東富士演習場で自衛隊と米軍による長距離ロケット砲訓練が初めて実施され、国道469号の封鎖という地域に大きな影響を及ぼす訓練となりました。地元は「今回限り」として受け入れましたが、その直後の米軍訓練要請は地元の理解を欠くものであり、強い懸念を抱いております。

今後は、使用協定に基づき国に対して誠実な事前協議と丁寧な説明を求めていただきたい。また、スタンド・オフ・ミサイル配備計画の今後の展開につきましても、町として情報提供を求め、住民生活の安心安全を最優先にした対応をお願いいたしまして、1件目の質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） それでは2件目の質問に移ります。2件目の質問は、健康アプリとK I N C Aの活用による町民サービス向上についてというテーマです。

町民向けの小山町公式アプリは、町の各種の情報を知ることができ、町民の日常生活の利便向上に寄与し、多くの方が利用しております。その町公式アプリと連携して、おやま健康マイレージアプリのW o L N、デジタル地域通貨利用のK I N C Aとひも付けられて活用されています。

健康マイレージアプリは本年2月から開始され、デジタル化により、住民一人一人の健康活動

をデータ化、可視化、見える化しまして、ポイントで地域経済と結びつける健康プラス地域活性化の仕組みが構築されていて、継続できるインセンティブである地域通貨ポイントへの交換が可能です。スマートフォンを活用することで、紙、カード式よりも手続が簡単になり、より多くの町民にアプローチできる可能性があります。

デジタル地域通貨K I N C Aは、地域内の消費拡大、産業活性化を目的として、本年2月から導入、町公式アプリにひも付け、1 K I N C A 1円相当で、町内の登録店舗で1円単位で使用でき、利用可能店舗数は11月18日現在で111店舗とのことです。先ほどの健康マイレージアプリと連携していて、健康活動でためたポイントをK I N C Aに交換できる仕組みとなっています。また、今年8月に販売したおやまプレミアム商品券は、K I N C Aと従来の紙との並行販売を実施して、K I N C Aの利用者が大幅に増加したと聞いており、消費拡大、産業活性化につながっています。

これらのことから、健康アプリとK I N C Aの活用による町民サービス向上について、おやま健康マイレージアプリの運用について、デジタル地域通貨K I N C Aの運用拡大と普及促進について、K I N C Aによるプレミアム商品券販売についての検証と今後の展望についての三つの視点から、町の姿勢をお伺いいたします。

初めにおやま健康マイレージアプリの運用について伺います。

まず、現在のアプリ加入者数や利用状況はどのようでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 平野議員にお答えいたします。

現在、おやま健康マイレージアプリの加入者数は915人、利用状況は、この915人のうち25%程度、約230の方が、毎日のようにこのアプリを使い、自らの健康管理に役立てているというデータが出ております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

アプリではどのような健康メニューがあり、どの利用が多いのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 再質問にお答えします。

アプリ内での健康メニューとしましては、歩いた歩数によって自動でポイントが付与されるメニューと、食事や体重、血圧など、利用者が入力しなければポイントがもらえないメニューの2種類があります。このうち、後者の利用状況では、朝食の内容を入力して自らの健康管理の目安とする、こういったメニューの利用が多くなっております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

アプリ利用による町民の健康意識改善や行動変容について、どのように評価していますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 健康アプリ登録者の年代を集計した結果、78%が30代から60代のいわば働く世代の町民でした。スマホで気楽に参加できることが大きな魅力となっており、普段の健康に関する記録や活動が健康ポイントという形のインセンティブとなることから、今まで無関心だった自らの健康管理という行動につながっている働く世代の町民が増えていると分析しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問します。

アプリ利用により健康改善や疾病予防などにつながったなどの実例がありましたら教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 再質問にお答えします。

健康アプリの利用により健康改善や疾病予防などにつながった実例というものは把握しておりませんが、利用者の反応として、ウォーキングの歩数が増えたとか体重を気にするようになったなど、健康管理に関する意識や行動が変わった方が多いようであります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

K I N C Aへのポイント交換実績はどのような状況でしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） K I N C Aのポイント交換実施につきましては、令和7年2月から3月の2か月では、3万826円分、実人数で317人がK I N C Aに交換しております。令和7年4月から10月の7か月間では、11万4,875円分、実人数で301人がK I N C Aに交換しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

このポイント交換実績について、どのように検証していますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 再質問にお答えします。

この交換実績につきましては、予定をしていたよりも少ない結果となっております。よって、令和8年度からはポイント付与の仕組みを見直し、今よりも達成感が出るような内容に切り替えるべく、現在準備を進めております。併せて、既存の利用者もとより、新規利用者がさらに増えるような魅力ある企画も検討してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問いたします。

ポイント交換実績は予定よりも少ない結果とのことですが、目指すべき数値、目標はどのようなものでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 再々質問にお答えいたします。

現在、ポイント交換におきましては、アプリ利用者1人につき2,000円分を上限として設定し予算措置をしておりますが、来年度、この上限額の引上げなども検討している状況です。アプリ利用者の方々がこの上限額に到達できるような内容で運用をしていくことが、目指すべき数値であり目標である、このように考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○1番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

今後のさらなる普及に向けての展望、目標とするところは何でしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 今後のさらなる普及に向けての展望につきましては、小山町公式アプリの登録者の方々に一人でも多く健康アプリをひも付けしてもらえるよう、積極的なPRに努めてまいります。一方、紙ベースの健康マイレージは高齢者の方に人気であり、スマホが苦手な高齢者の方も多ことから、令和8年度以降は70歳以上限定で継続していく方針といたしました。

目標につきましては、現在紙ベースの健康マイレージ参加者と健康アプリによる参加者の計が約1,700人となっておりますので、これを2,000人増やすことを目標としております。

今後も幅広い世代で活用していただけるよう、おやま健康マイレージ事業を推進してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問はありませんけれども、2,000人といわず3,000人、5,000人と、普及促進に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次の項目、デジタル地域通貨K I N C Aの運用拡大と普及促進について質問いたします。

初めに、現在のアプリ加入者数や利用状況はどのようなでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 小山町公式アプリの登録者数は、11月末現在2,360人が登録しております。このうちデジタル地域通貨K I N C Aを御利用いただいている方は、約1,460人となっております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はございますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

プレミアム商品券の購入でK I N C A利用者数は増加したと思いますが、目指すべき数値目標などはあるのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） まずは、デジタル地域通貨K I N C Aや健康アプリW o L Nの利用者数を伸ばして、町民の7割ぐらいの方が利用しているようなアプリとなるよう、全庁挙げて利用拡大に向けて取り組みを推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

登録店舗からの反応や意見はどのようなでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） このたびのプレミアム商品券の場合、紙の商品券ではお客がお店で利用した券をお店側が商工会に持参して請求していたため、集計等に時間がかかっておりました。デジタル地域通貨K I N C Aではデータ集計による円単位での精算が可能のため、時間や労力が縮小でき利便性が実感できたとの声があり、登録店舗の増加にもつながっております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

ぜひとも登録店舗数の増加につなげてほしいと思います。

K I N C A取扱いでの手数料や取引決済に必要な機器の導入など、店舗側の負担はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

今回のようにQRコードを活用したプレミアム商品券事業では新たな機器の導入は必要なく、

手数料は事業の中で負担しているため、取扱い店舗の負担はございません。

店舗の手続としましては、デジタル決済のための取扱い店舗の登録が必要となります。引き続き商工会と連携して登録店舗の拡大に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

K I N C Aを利用している町民、していない町民からの意見はどのようでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 町民の皆様からの意見につきましては、現時点では全体的な把握は行っておりません。ただ、デジタル地域通貨金貨K I N C Aを使い始めている町民からは、その利便性を評価する声が寄せられております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

利用促進と利便性をさらに高めるために、お隣の御殿場市のGコインのように、現金チャージができるようにしたり、また、アプリを使わない方にはプリペイド式カードを発行するなどの手法はできないでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、Gコインではコンビニ等でのチャージが可能であり、スマートフォンをお持ちでない方や操作が難しい方に対しては、スマートフォンの代わりに使えるカードを発行されております。非常に利便性が高い仕組みと伺っておりますので、こういった事例も参考にしながら検討してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

今後、町の施策や地域行事参加などのインセンティブ化を充実させてK I N C Aの運用拡大を図り、消費拡大、産業活性化に向けて取り組むべきと考えます。

さらなる普及促進に向けての展望、目標とするところのお考えを伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 現在、健康アプリW o L Nと連携した健康活動のポイント付与や、沼津信用金庫と連携したプレゼントキャンペーンを実施しております。今後はチャージ額への大

規模なプレミアム付与や地域行事、清掃活動の後への参加に対するポイント付与といったインセンティブを充実させることを検討していきたいと考えております。

また、将来的には、行政から町民への給付金や各種手当の一部をデジタル地域通貨KINCAで支給することを研究し、町民の日常に不可欠なツールとして定着させ登録者数の増加を図り、地域経済の活性化に貢献することを目標としております。

町といたしましては、これらの目標の達成に向け、財源の確保やシステム連携の課題をクリアしながら、町民、加盟店、行政の3者がメリットを受けれるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。大いに推進していただき、この事業のさらなる普及促進に向け取り組んでいただきたいと思います。

次の項目、KINCAによるプレミアム商品券販売についての検証と今後の展望について質問いたします。

今年度のプレミアム商品券は、KINCAと従来の紙との並行販売となり、KINCAによる販売の簡素化とKINCA利用者の増大の双方に大きな成果があったと感じますが、購入者の意見はどのようであったのか、伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 本年度のプレミアム商品券は、デジタル地域通貨KINCAと紙券の併用販売で実施し、紙券3,000セット、KINCA4,000セット、計7,000セットが全て完売しました。この結果、小山町公式アプリKINCAの登録者数は約1,300人から約2,300人へ増加し、普及促進にもつながりました。

KINCA購入者からは、1円単位で使えて便利、残高や履歴が確認しやすいなどの好意的な意見が寄せられました。一方で、第2期販売初日の待ち時間が長かった、利用店舗を増やしてほしいといった課題もありました。

紙券希望者からは、紙券の発行部数が少なく購入できなかったとの声が寄せられており、紙券の提供方法については課題として受け止めております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

一方で、KINCAでの購入ができない、分からない、面倒などの理由により購入しなかった方も多いと思います。どのような声が寄せられたのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） KINCAによる購入をためらわれた方からは、アプリの取得方

法が分からない、K I N C Aの操作が不安といった、デジタル利用に関する意見がありました。こうした声を受け、係員によるアプリ取得や利用者登録支援を行い、購入のサポート体制を整えて対応いたしました。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

答弁のとおり、アプリの取得方法が分からない、K I N C Aの操作が不安などの理由から、商品券の購入を諦めたという声を高齢者の方から多く伺いました。

商工会と連携するなどして、アプリ取得を促進させるための機会を設けてははいかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

御高齢の方からアプリの取得や操作が分からないといった声が多く寄せられたことは、重要な課題であると認識しております。今後も商工会と連携し、事業実施時に限らず随時相談を受け付けながら、アプリ取得や操作方法の支援を行う体制を整えてまいります。デジタルに不慣れな方でも安心して御利用いただけるよう、引き続き利用環境の整備に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

購入者の年齢層ごとのデータはあるのでしょうか。「多くの町民に満遍なく販売すること」がこの施策の基本であると思いますが、どう分析していますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 紙券はデータがございませんが、K I N C Aについてはアプリ登録情報により年齢層を把握しております。

購入者は60代が最も多く、約2割、ついで50代、40代、70代以上、30代の順となりました。10代、20代の若年層は少ない状況でしたが、全体としては幅広い世代の方々に購入いただき、地域での消費の促進につながる結果であったと受け止めております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

10代、20代の若年層が少ないというのは意外に思います。若年層への販売を増やす方策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

若年層につきましては、既に多様なキャッシュレス決済を日常的に使い分けていることから、K I N C Aの利用が相対的に少ないものと分析しております。今後は、若年層に届きやすい媒体を活用した情報発信や、ポイント付与など利用メリットを分かりやすく示す取り組みを進め、若年層への普及拡大を図ってまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

最後の質問です。

K I N C Aによるプレミアム商品券販売についての今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） プレミアム商品券事業は、町内消費の拡大に大きく寄与しており、今後も継続的に実施したいと考えております。財源につきましては、国の交付金の動向を踏まえながら、実施方法を検討してまいります。

販売方法については、デジタル地域通貨K I N C Aを基本としつつ、スマートフォンをお持ちでない方や操作が難しい方にも御利用いただける手段の導入を検討しております。また、本年度の実績を踏まえ、初期登録支援や周知の充実、利用店舗の拡大など、利便性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

加えて、K I N C Aは利用者属性や利用状況の分析からの情報発信やクーポン配信といった機能を有しており、これらを効果的に活用し、町民サービスの向上と地域経済の活性化につなげてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

国の交付金の動向を踏まえながら継続実施を検討することですが、町単費での実施の考えはないという解釈でよいでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

大規模なプレミアム商品券事業につきましては、国の交付金の支援がないと実施は難しいものと考えております。一方で、商工会が主体となって実施しているデジタルスタンプまつりなど、比較的規模を抑えた取り組みにつきましては、町内の消費の喚起策として有効であると認識しております。こうした取り組みを参考にし、商工会と連携を図りながら地域の実情に応じた事業の実施について検討してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問いたします。

改めまして、物価高騰下における町民の生活支援の観点から質問します。

国の交付金活用による現行のプレミアム商品券事業の継続に加えて、財源に工夫を凝らしてプレミアム率を下げた小規模な商品券事業を実施することはできないでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再々質問にお答えいたします。

全国では、大規模事業に加え、小規模で機動的な商品券事業を実施されている自治体もあります。例えば、小口のプレミアム付商品券を実施し、短期間で効果的に生活者支援と消費喚起を図ることを目的とした事例も見受けられますので、こうした先進事例を参考に実施の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

以上、健康アプリとデジタル地域通貨K I N C Aの活用について質問してまいりました。

これらの取り組みは、住民の健康づくりを後押しするとともに、地域の経済循環を促し、町民サービスの向上に大きな可能性を持つものです。一方で、アプリ操作が苦手な高齢者への支援や若年層への普及拡大、さらにはプレミアム商品券事業の持続的な実施に向けた財源の確保など、多くの課題も明らかになりました。

町民、事業者、行政が3者でメリットを享受できる仕組みを築き、より使いやすく、より多くの町民に広がる制度となるよう、全庁を挙げて利用拡大に向けた取り組みを進めていただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月12日金曜日 午前10時開議

議案第89号の討論、表決及び議案第92号と議案第95号を除く議案第90号から議案第102号までの11件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時03分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千江子

令和7年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和7年12月12日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君  
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君  
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君  
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君  
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君  
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君  
13番 鈴木 豊君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長	杉山 則行君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	5番 臼井 光昭君	6番 小林千江子君	

閉 会 午後1時30分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について
- 日程第2 議案第90号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第91号 町道路線の変更について
- 日程第4 議案第93号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第94号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第96号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第98号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第99号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第101号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第102号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 同意第6号 小山町監査委員の選任について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。

小山町議会傍聴規則第7条第4号の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例についてを議題とします。

あらかじめ御了承願います。

議案第89号は、11月28日に町長から提案説明及び内容説明がなされ、質疑が行われました。

また、12月1日には、請求代表者により意見陳述が行われました。

本日は、討論を行った後、採決を行います。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

7番 遠藤 豪君。

○7番（遠藤 豪君） 私は、議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について、反対討論をいたします。

今回の温水プール建設事業につきましては、2年前の町長選挙において、現込山町長が選挙公約として、教育100年の計をうたい、その一つとして町内各小学校のプールを1か所に集約し、昨今の異常気象の観点から屋内温水プールとし、学校プールだけでなく、町民誰もが利用できる公設民営としたいとの考えを示し当選いたしました。これは、町民の意志表示のあらわれでございます。これらのことから、首長として、マニフェストに掲げた事業を具現化することは当然のことでございます。

また、この事業につきましてはこれまで、関連議案を含め議会に上程され、その都度、議会として十分な審議をし、過半数をもって可決承認されております。このことは議会制民主主義の、首長と議会が住民を代表し、それぞれの権限と責任により行政を運営する二元代表制を表しており、今回のケースにおける本事業について、その過程に全く誤りはございません。

以上のことから、私は、議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について、その必要はないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 次に、通告により、本案に賛成者の発言を許します。

3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） ただいま議題となっております89号議案、住民投票条例案について、賛成の立場から討論をいたします。

町民温水プール建設において、これまで町民の思いは十分に反映されてきませんでした。自治の主体は町民であり、その意見を抜きにして「スピードと実行力」だけで進めるやり方、また議会の議決さえ通ればよいという当局の姿勢には納得できません。

そして、私は、これまで多くの皆様から温水プール建設に対する反対意見を伺ってきました。私達議員は町民の代表として町民の声を聴き、その意思を判断に反映させる責任があります。今回、有志の方達により、1,761名の署名が集まりました。

これは、町民の声に耳を傾ける最後のチャンスです。

皆様の意思を無駄にせず、町政に対する信頼を築くためにも、本議案に賛成すべきであると強く訴え、私の賛成討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 私は、議案第89号 住民投票条例に反対の立場から答弁させていただきます。

まず、初めに、私はこのプール、誰が造るかというところから話させてください。これは、小山町に今いる五つの小学校に通う子ども達が利用するプールであります。このプールを統合して一つにすることによってのメリットとしましては、私は体験格差の是正ができると思います。

町の説明の中では、インストラクター、指導員を導入するという話がありました。この指導員というのは、水泳のプロの方です。この指導員を導入することによって、小山町の子ども達は、他の自治体の子ども達よりも必ず泳ぐ力が上がります。これによりまして、多くの子ども達、話を聞きますよね、「スイミングスクールに通っている子は泳げるけれど、行っていない子は泳げない」、そういう格差の是正は絶対にできると思います。

それと、先生達の同時に負担軽減、これはできますよね。私、今年、自分の母校、成美小学校に、水泳の授業の前の準備作業を見に行きました。4人の先生がその作業に当たっておりました。バルブをまず開ける先生、あと、ろ過装置を動かす先生、それと水温を測る先生、それとやっぱり水質、ごみを拾ったり、塩素を投げ込んだりする、この4名の先生が当たっています。成美小学校は50メートルのプールですので、4名の先生が当たっているそうです。他のプールは25メートル、2人の先生です。毎日この水泳のある期間、12人の先生が当たっているということです。

一つのプールに統合することによって、プールのそのような作業から先生達を解放することができると私は思います。その時間、20分間ぐらい、大体先生が毎日当たっています。その時間を生徒と過ごしたり、又は同僚の先生と打合せをしたり、次の授業の準備をしたりすることが私はできると思います。

そして、3点目としましては、このプール、誰が使うのかというのは、子ども達だと先ほど言いました。子ども達が授業で使わないとき、その後は町民の方に使っていただく、町内外の方に使っていただければいいのではないかと思います。水泳をすることで、ただ水の中を歩くだけでも、非常に足腰によかったり、気持ちが落ち着いたりするというふうに言われています。あと、小山町では、今、スポーツ合宿に非常に力を入れております。そのスポーツ合宿に来ている団体に使用してもらえればいいじゃないですか。これもまた小山町の新しい魅力だと私は思います。

そして、最後になりますが、私が本年6月に山梨県にあります早川町という町に行っていました。この町は人口がもう900人を切っています。そのような町でも、実は25メートルの室内の温水プールが小学校にあるわけですよ。そこの前町長、今年6月に退任されました辻町長とお話する機会がありまして、温水プールの件でちょっといろいろ話をしました。そのとき、町長が言われました。「町長、このプールはどのぐらいかかったんですか」と、そしたら、町長は笑いながら私に言いました。「1人生徒につき1億円かかったよ」と、「1億円ですか」と「それは何人ですか」と、「14人だよ」と「この14人の生徒のために、最高の環境で、この山の中で最高のプールで授業をしてあげたいんだよ」と、そういう話をされました。

そして、最後に、話の最後の方で私も聞きました。「町長、今実際、その生徒は何名いるんですか」と言ったら、辻町長は笑いながら「9名の生徒だよ」と。「しかし、この9名の生徒のためにも、最高の状態でこのプールの授業を続けることが必要なんだ」と。そして、「何で町長これ続けるんですか」と言った最後の言葉を今でも覚えています。「子どもへの投資は、未来への投資なんだ。子ども達への投資は忘れてはいけない」と、その言葉が今でも私の耳に残っております。

私の答弁は、以上とさせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 次に、通告により本案に賛成者の発言を許します。

10番 藪田豊造君。

○10番（藪田豊造君） 私は、議案第89号に賛成します。以下は、その理由です。

先ほどの話ももっともだと思いますけれども、私はこの議案は住民投票条例をつくるというものであるから賛成するのであります。

この議案については、11月28日に、町民の署名が法定数に達しているということでもって上程されました。まず、ここに私は重大な意義があると感じています。そもそも私の選挙公約は「町民の声を町政に」であるからであります。これは、私の町政三度目の挑戦のときから何の変りもありません。

今回の温水プール建設については、この議題の当初から町民の様々な声がありました。議会も

この議題に常に6対6という可否同数でありました。それは常に議長裁決で可決となっています。町民の皆様にはどう映っていたでしょうか。そもそも議会制民主主義では、可否同数の場合は、否に同調するのが常識だと言われています。それは、とりもなおさず、少数意見の尊重にあるからです。これは民主主義の原則であります。

しかしながら、我が小山町議会では、反対者の意見などを思いやるべくもなく進んでまいりました。私が懸念するのは、町民の町政に対する信頼です。特に今回の議題は、町民の声を聞いてくださいという熱望を門前払いにした結果であります。

町民の声を聞く、そういうことが町には何回もあったはずですが。例えば、この間のアンケート調査、ここでもそうしたことに1行も触れることなくしまったことは残念であります。ここでも聞けたはずですが。

議会は権利権力を振り回す場所ではありません。特に今回のように15億円も16億円にもなる財政出動にはもっと慎重さがいるべきだと私が考えるのは、当然の理だと思っています。国の補助金・交付金、その半分としても8億円は町民の負担です。1人当たり5万円以上です。これは生まれたての子どもから大人までの負担金であります。町の不安は、また町民の不安は、この施設を造ったときに、その費用対効果はあるのか、また、持続は可能なのかなどです。とても子ども達のためだけに考えてはおられません。そうした中においても、熱源など、まだ未知なものがあります。

こうしたことを、町民自らがこの疑念を払拭する絶好の機会を私は得ていると思っています。議員として一町民であることに何ら変わりがないことは、私はそうした信念を持って、一町民であるという信念を持ってここに臨んでいます。私は、再度繰り返すが、町民とともに歩むこと、そういう議会を目指しています。

最後になりますが、私は常に芭蕉の句である「おもしろうてやがて悲しき鶺鴒かな」というように政治がならぬことを祈っております。

賛成討論です。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について、反対の立場から討論いたします。

今回、署名活動をつうじて多くの方が声を上げられたことは、民主主義として大変意義のあることであり、町としても真摯に受け止めるべきものだと考えております。

しかしながら、今回の温水プール建設に関わる住民投票の実施については、目的と効果の両面から見て、妥当ではないと判断しております。その理由を五つ申し上げます。

1点目です。住民投票は、本来、政策の最終判断を行うための、非常に重い制度です。だからこそ、その制度を使うのであれば、議会での本格的な議論が始まる前、若しくは事業計画の初期

段階で実施することが望ましいと考えます。しかしながら、今回の案件は、既に複数年にわたり議会で議論を重ね、予算の可決や用地造成の承認さえ終えております。この段階で住民投票を行うことは、議会制民主主義のプロセスを後から巻き戻すことになり、制度の趣旨にもそぐわないと判断いたします。

2点目です。本町の教育環境整備は専門性を要し、単純な多数決にはなじまないことです。今回の温水プール施設は、レジャー施設ではありません。先ほど池谷議員が申し上げたとおり、老朽化した五つの学校プールを統合し、計画的で、安全な水泳授業を確保するための教育インフラの整備です。施設の安全基準、児童数の推計、教育課程、財政計画、これらを多面的に判断する必要があります。こうした専門性の高い分野について、短期間の住民投票による感情的判断や誤解を含む投票が結果を左右することは望ましくありません。将来の子ども達の教育基盤をつくり、その教育基盤をつくる1点の多数決に委ねるべきではないと私は考えます。

3点目です。財政負担はコントロール可能であり、誤解が広がっているという点です。反対討論の中心には、建設費15億円、維持費約1億円という数字があります。しかし、実際には、国の交付金や補助金を活用することで、町負担は7億9,000万円、約8億円であること。湯船原工業団地や周辺企業・ホテルによる新規固定資産税は約5億7,000万円余であること、そして、それらは今後も安定した税収増が見込めているという点です。プール建設や維持で町が傾くような財政状況ではありません。また、住民投票で半年から1年以上事業が遅れれば、現在の物価高騰や施工費の高騰により、逆に町の負担が増える可能性もございます。

次に、4点目として、借り物のプールでは教育の安定は守れないということです。「近隣市町のプールを使えばよい」という御意見もありました。しかし、コロナ禍において、近隣市町は町外の利用を一時制限し、小山町の児童は近隣市町のプールを使用することすらかなわなかったという事実がございます。教育に関わる基盤を他市町の厚意に依存する体制では、将来の不測の事態に確実に対応することはできません。また、「50年以上経過した学校プールも、修繕すれば使える」という御意見もありますが、これは安全に授業を受ける立場にある子ども達の現状を、十分に想像したものとは言えません。老朽化した施設をだましまし使い続けることが、子ども達のためになるとは考えられません。

最後に5点目です。住民投票が恒常化すれば、未来への投資が難しくなるということです。もし今回の公共施設整備に住民投票を導入すれば、この後の学校建設、防災施設、上下水道の更新、コミュニティの施設などなど、住民投票で決めるべきだと連鎖し、行政と議会の機能は停滞しかねません。その影響を最も受けるのは、今この町に暮らしている私達と将来の子ども達です。

町民の署名活動は尊重すべきであり、行政も議会も真摯に向き合う必要があります。しかしながら、今回の案件に住民投票を導入することは、議会制民主主義の原則、教育行政の専門性、財政運営、そして子ども達の未来の観点から見ても、適切ではないと判断いたします。

よって、私は、小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例案に反対いたします。

以上、議員各位の御理解と御賢察をお願いし、反対討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、通告により、本案に賛成者の発言を許します。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例に賛成の討論をいたします。

私は、かねてよりこの温水プール建設計画には、必要性という点で強い疑問を抱いておりました。

そもそも各小学校にあるプールは、年数を経ている通常必要な管理によって問題なく使用できていたのであります。現場の先生からも、教育委員会からも、「困ったから何とかしてくれ」なんて声は全く出ていなかったなのであります。しかも、今回の計画に関して、現地の先生の声は、「1か所にまとまって授業で使うということは時間的にできません」とはっきり言っています。それを関係のないところで、現場を知らない人でもって、小学校に使わせる使わせると言うなら、これはまさに空論だと言わざるを得ません。

町長の公約だから認めてもいいじゃないかという声もありました。しかし、込山町長は温水プールを造るから選ばれたということではありませんし、そういう科学的な根拠はありません。なおかつ、込山町長は数限りない公約を掲げているわけでありまして。今の公約だから認めるべきだという考え方の延長では、全ての事業が公約だからというふうなことになる。まさにそれは暴論でもあります。税金を使う以上、町民福祉の向上に寄与するのか、経費と効果、そのバランスはどうかなど、その検証をすることは、町長の公約であろうがなかろうが議会に課せられた責務であります。

役場は、去年の11月に計画を公にするとほぼ同時に町民代表による温水プール建設促進委員会を立ち上げたのであります。事業計画作成の端緒の段階から、建設促進以外の声を聞くことは想定していなかったのであります。この姿勢は、役場職員の、根拠もないのにプール建設は既に決まったことだとか、反対の声を聞くのは法的な意味はないとか時間の無駄だという暴言につながっていくのであります。

この9月19日の9月議会最終日の追加議案で、プール建設地の造成工事費がまた6対6で賛否が分かれ、議長判断で議決になったのであります。くしくも、この日から温水プール建設の賛否を問う住民投票実施に向けた運動が開始いたしました。これについて、造成工事の契約が議決された後に住民投票に向けた運動をしても遅いという意見もあるようです。中止した場合は損害賠償が出てくるのではないかという懸念から、住民運動を否定的にみなす人達もいるようであります。

しかしながら、今回の住民運動のきっかけは、主権者である町民の声を聞かずに、15億円ともいう大事業でありながら、計画公表から着工まで1年間で仕上げてしまおうという常識外れの速さで進めてきた込山町政にあるのであります。明らかに手続上問題があるのに、これに注文を付

けずに、運動開始時期をもって町民運動の正当性を問うのは全く的外れであります。請求代表者の意見陳述でも述べているように、町民アンケートを求めたのに法的根拠がないと否定する当局の姿勢が明確になったことから、地方自治法に定められた住民の権利を執行しようと決意をしたのであります。それに、込山町長も、この議会において、どうぞ住民投票をやってみたらという激励の言葉も送っていたではありませんか。

御殿場市ほどに丁寧でなくても、情報公開や町民参加を普通の町並みに実施していたならば、この運動は起きていなかったのであります。この条例はプール建設をやめろというものではなく、町民の声を聞くことを求めているのであります。何をためらうことがあるでしょうか。町民の意見を聞いた結果、政策の転換が必要になっても、それは小山町行政の正常化につながれば、その代償は高くはないと思うのであります。

町民側に軸足を置けば、小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例には賛成以外の選択肢はありません。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について、反対の立場から討論を行います。

私はこれまで、温水プール建設に関する議案に対して、一貫して賛成の立場を取ってまいりました。

まず、本町の健康指標についてであります。ちょっと古い話になりますが、県が公表していた「お達者度」において、本町の順位が県内で低かった当時、私は会派の議員とともに県健康福祉部を訪れ、状況の説明と、評価にとどまらず改善に向けた指導の実施を求めました。その結果、県は町長の要望にも応え、浜松で予定されていた健康サミットを本町で開催してくれることとなりました。これを契機に、町民の健康意識は高まり、特に女性は指標を向上し、現在も穏やかではありますが、健康寿命の延伸が図られております。

その後、おでかけクラブ、オレンジカフェ、元気塾などの活動により健康寿命の延伸が図られておりますが、これも自らが動ける体力の限界があります。

私は、さらなる健康寿命の延伸を実現するために何が必要かを考え、4年前から温水プールを活用した健康増進の可能性を探るべく、各地23か所の温水プールを数回にわたり視察してまいりました。平日は高齢者の水中歩行や水泳でにぎわい、休日には家族連れが楽しむ姿が見られ、温水プールは地域の健康と憩いを支える生活インフラとなっております。近隣でも玉穂の温水プールがあり、多くの町民が利用しております。また、フジ虎ノ門整形外科病院ではリハビリに加え、最近ではヨガなど新たな健康プログラムも導入され、町民が積極的に参加しております。

誰も一日でも長く自分の脚で歩きたいと願っております。その願いを支える環境づくりは、まさに行政の責務であります。一方で、小学校のプールは老朽化が進み、維持管理にも多くの費

用がかかっております。加えて、天候に左右されるため、使用日数も十分ではなく、県内では学校プールの廃止が進む状況にあります。

残念ながら、本町にはその代替となる温水プールが存在しません。子どもから高齢者まで、町民全てが健康づくりに取り組む環境を整えるためにも、温水プールの建設は一日も早く進めるべき事業であります。

以上の理由から、議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例については、住民投票を行うまでもなく、町として早期に事業を遂行すべきだと考え、反対討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、通告により、本案に賛成者の発言を許します。

9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 議案第89号に私は賛成いたします。

この条例案は、温水プール賛成反対だけではなく、町民の意見を無視するかどうかを問う内容です。この住民投票条例案を否決しているようであれば、民意を全く無視した最低の議会であると私は考えております。

このようなことから、議案第89号は、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 私は本条例案に賛成いたします。

私達議員は4年間、全ての事案について白紙委任されたことを意味しません。特に、温水プールのような町政の重要課題かつ町民生活に長期的な影響を与える案件については、議会の判断と町民の感覚にずれが生じていないかを確認する謙虚さが必要です。

住民投票条例を可決することは、議会の権限を放棄することではなく、むしろ議会だけでは拾い切れない多様な民意を補完し、より強固な民主的正当性を得るための手続です。町民の信託に応えるためにも堂々と投票を実施し、その結果をもって最終的な政治判断を下すべきです。

よって、本議案に対し賛成いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 私は、議案第89号 小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について、賛成の立場から討論いたします。これまでの賛成討論では、それぞれの議員の皆様から様々な意見がありました。重複するところがあるかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

私は、議会や自分自身の政務活動において、町民温水プール建設について機会あるたびに声を

上げてきました。議会においては、プール関係予算の審議や修正の動議、基本計画の内容についての質疑、町民アンケート実施の提案、住民投票実施の提案を、また、近隣市町の公営温水プールを視察させていただき、施設の管理運営について知識を深めてまいりました。

私は議員として、プール建設そのものに反対しているわけではございません。しかし、なぜここまで訴えるのかということ、小山町自治基本条例にうたう、まちづくりの基本理念などには、町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図るものとする。町民はまちづくりに参加する権利を有するとあり、この町民主体のまちづくり及び行政運営に著しく反していることにあります。

まず、このプール建設に関しては、町民に対して決定的に説明不足があったという点です。これまで意見交換会を3回、住民説明会を1回だけ開催してきましたが、これは、町は町民に説明した、町民は説明を聞いたという事実の肯定化、言葉は悪いですが、アリバイづくりをしたにすぎません。

また、意見交換会、住民説明会においても、14億円の大事業に係る事業費の重要部分が示されていないという極めて不十分なもので、町民に誤解を招くものでありました。30年の償還期間で、毎年3,000万円を超える起債償還金が発生し、維持管理費も毎年1億円を超える見込みであり、さらには、10年ほどで確実に発生する各種設備の更新費用や大規模改修費についても一切触れていませんでした。

まさに子や孫の代まで大きな財政負担を強いることになる、負の遺産とも言われるこの大事業を、町民の声を聞こうとせず、建設ありきで進める町の姿勢を看過できないのであります。

御殿場市の図書館建設は5年もの月日をかけて市民、各団体、関係者などからのヒアリングを重ね、慎重に議論してきました。それが本来の「住民がまちづくりの主体」という姿です。それに対し、我が町は、温水プール基本計画案が昨年11月に示されて、本年2月には大多数の町民が知らぬ間に基本計画を決定し、さらに3月には予算を通すという、半年もかからない考えられないテンポで進んできています。その間、町民や多方面の関係者の様々な意見を聞く機会は設けず、議会内だけの議論で進められてきました。

当局は、温水プール建設に関して、法律にのっとり町議会に諮り、予算や造成工事の議決承認をいただき事業を進めていると説明しています。そのとおりだと思います。しかし、噴出するプール建設是非についての町民感情は何なのか。町長、執行部への不満、不安、そして不信感は何でしょうか。住民投票条例制定に賛同する1,761人もの皆様の署名の意義、そして、その重みは何でしょうか。

込山町長は、町長就任当初、多くの機会に「今回の選挙で町内をくまなく歩いて聞く耳を持つことの大切さを実感し、自分のものとして帰ってきた。今後もしっかりと聞く耳を持って対応していくことを約束する」と力を込めておっしゃっていたことを私は覚えております。その約束した聞く耳はどこに行ってしまったのですか。過日の請求代表者の意見陳述で述べていたように、

この住民投票条例案を認めないということは、町民の声など聞かなくていいんだということになります。そんなことになったら、町民はどう考えるでしょうか。

法律により定められた自分達の権利である住民投票という直接請求を切り捨てられるわけですから、直接自分達の意見を表明する機会が奪われるわけです。この温水プール建設に向けて町民が直接考えを表明できるチャンスを認めて、町民の真の意見を聞くこと、それこそが私達議員の役割、町民の負託に応えるということです。その信念を貫くべく、私は本議案に賛成いたします。以上です。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第89号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 可否同数と認めます。地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。

議案第89号については、議長は否決と裁決します。したがって、議案第89号は否決されました。

○10番（藺田豊造君） 議長、動議。

○議長（鈴木 豊君） ただいま、10番 藺田豊造君から動議がありました。内容は何ですか。動議の内容を教えてください。

○10番（藺田豊造君） 私は、鈴木 豊議長に対して不信任決議案を出したいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 議長不信任決議案の動議が提出されました。

動議は、会議規則第16条の規定により、ほかに2人以上の賛成者が必要であります。提出者のほかに、本動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立4人です。この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

それでは、ここで暫時休憩し、本動議について議会運営委員会を開催します。

午前10時51分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木 豊議長不信任決議案の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって採決します。

鈴木 豊議長不信任決議案の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立少数です。したがって、鈴木 豊議長不信任決議案の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは否決されました。

---

日程第2 議案第90号 町道路線の認定について

日程第3 議案第91号 町道路線の変更について

日程第4 議案第93号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定について

日程第5 議案第94号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について

日程第6 議案第96号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について

日程第7 議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 議案第98号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第99号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第5号)

日程第11 議案第101号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第102号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(鈴木 豊君) 次に、日程第2 議案第90号から日程第12 議案第102号までの議案11件を一括議題とします。

それでは、11月28日に、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 小林千江子君。

○総務建設委員長(小林千江子君) ただいまから、12月5日、総務建設委員会に付託された8議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

12月5日、午前10時から会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第90号 町道路線の認定について、議案第91号 町道路線の変更について、そして議案第93号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について

を報告します。

委員から、観光開発株式会社の代理人から総務建設委員長に対し、受任通知及び質問状が届いているが、どのような状況になっているのか。との質疑に。

先方から町へも、なぜ1者にしなかったのか、また、設備投資の補償に関する意見をいただいています。町は段階を経て、事務手続を適正に行ってきたと判断しておりますが、現在顧問弁護士に相談しておりますので、済み次第先方へ回答いたします。との答弁がありました。

委員から、指定管理者が5年ごと変わっているが、指定管理者から「やりにくい」とか意見はあるのか。との質疑に。

指定管理は5年をスパンとして選定方法等を検討しています。道の駅「すばしり」は富士山の麓にあり、観光的要素の強い施設であります。また観光を取り巻く状況も大きく変わっているため、運営状況などを踏まえ、幅広く提案を募りたいと考え、公募による選定とした経緯があります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第94号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、クラフトビールを除いたことは口頭で伺ったが、詳細な設計はいつ頃になるのか。との質疑に。

勉強会で議員へ示した絵はイメージ図であり、今後議決等いただいた中で業者を選定し、設計を進めていきます。見積についても概算額であり、第2世代交付金も上限額で予算計上しています。との答弁がありました。

委員から、開始時間が平日9時から17時までに限定され、実質的にはサーモン加工場を主とした施設の印象であるが、どのような認識か。との質疑に。

条例第3条のとおり、施設は主に農林水産加工、第6次産業化の推進、製造、提供、販売といった高付加価値に向けた活動に主眼を置き、地域産業の活性化を優先させていく必要があると考えています。今後、指定管理者制度を導入することにより、施設の運営が安定してきた際には、開館時間の延長や休館日の見直しを検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、第2世代交付金が確定する時期はいつ頃になるのか。変更がかかっても交付金の対象となる見通しはどうか。との質疑に。

国の申請受付期間である来年1月中旬に変更申請をした上で、4月上旬までに変更交付決定があると聞いています。見通しについては、現時点では確約できないと国から聞いています。との答弁がありました。

委員から、第2世代交付金が駄目だった場合、どのように考えているのか。との質疑に。

財源確保が非常に重要と考えていますので、万一交付金が付かなければ、予算削減又は未執行

になると考えています。との答弁がありました。

委員から、レストラン経営やクラフトビールがなくなったが、一時的な保留なのか、それとも今後一切計画しないのか。との質疑に。

今後、サーモン加工が軌道に乗って、ふるさと納税額が増額になり、経営が安定した段階では、クラフトビールとレストラン機能は前向きに検討したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、クラフトビールとレストランがなくなっても、指定管理者が毎年約500万円を町へ支払う計画に変更はないか。との質疑に。

収支の試算では、サーモン加工を主で進めているため、クラフトビールが抜けた分はサーモン加工の売上を増額しています。との答弁がありました。

委員から、クラフトビールを再開する可能性があるとのことだが、今後建物ではない部分、ソフト事業のお金は、町から投資しないという理解でよいか。との質疑に。

今後、指定管理者が行っていくもので、町からの投資は考えていません。との答弁がありました。

委員から、休館日と開館時間を変更することは、公の施設ではなくなるのでは。との質疑に。

公の施設の要件は、設置主体が地方公共団体であること、住民の福祉の増進を目的とすること、住民の利用に供することの3要素があり、平日の午前9時から午後5時までの開館時間であっても、誰もが年齢等に関係なく、自由に無料で利用できる施設ということで、公の施設の要件から外れることはないと考えています。との答弁がありました。

委員から、合計売上が9,600万円だが、どのように試算したのか。との質疑に。

3年後を想定した試算であり、売上の8割はサーモンで、年間2万セット、ジェラートは3万パック、お米は3,240袋で試算しています。との答弁がありました。

委員から、指定管理者が金融機関から借り入れをする場合、町を通すのか、また、借り入れの限度額を設定するのか。との質疑に。

町の施設として整備していますが、指定管理者の運営で借り入れる場合、指定管理者が対応します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第97号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第5号）は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された8議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、町道5073号線及び小山町食の創造拠点施設について、現地確認と視察を実施しましたことも併せて御報告いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、12月8日、文教厚生委員会に付託されました4議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

12月8日、午前10時から会議室において、当局から副町長、教育長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第96号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてを報告いたします。

委員から、手を挙げた業者は幾つあったのか。との質疑に。

2団体ありました。1団体は、小山町ライフデザインパートナーズで、もう一つは、小山町生涯学習施設指定管理共同企業体です。との答弁がありました。

委員から、決め方は書類審査だけで終わったのか。との質疑に。

提案書として書類を提出していただき、書類審査をします。それからプレゼンテーションでアピールポイントなどを主張していただき、質疑応答までを審査の対象としています。との答弁がありました。

委員から、今までやっていたスポーツ協会とか吉本とかの業者は、今度は加わらないのか。との質疑に。

株式会社よしもとデベロップメントについては、今回の構成団体には入っておりません。小山町スポーツ協会は、総合体育館の受付業務等を、新たな指定管理者から受託することになっております。との答弁がありました。

委員から、選定に至った団体のアピールポイントの決め手は何か。との質疑に。

アピールポイントとしては、指定管理者の候補者である小山町ライフデザインパートナーズの代表者である株式会社コンベンションリンケージは、国連や政府間会議、大型医学会、音楽、演劇、演芸等の豊富な実績があり、施設管理面でも、全国55か所で文化教育施設等の管理運営を行っています。提案では、生涯学習施設を単なる貸館施設ではなく、地域の未来を創造する拠点として位置づけ、施設全体を一つの舞台として活用する体験型事業の展開、町内外の文化団体、スポーツ団体、企業などの合宿誘致の推進、著名なアーティストによるコンサートなどの芸術文化鑑賞事業、またSNSを活用したイベント情報の戦略的配信など、魅力的な提案が数多くされました。との答弁がありました。

委員から、今後新たな5年間に期待されるサービスや利便性の向上、施設の有効活用などはあるのか。との質疑に。

金太郎伝説や富士山の歴史を題材とした家族向けイベントの開催、館内表示の更新、チャリテ

ィ型自販機の設置、傘やモバイルバッテリーのシェアリングサービスの導入など、使いやすい施設を目指すことが提案されました。また、生成A Iを活用した多言語対応の施設案内や、イベント情報の配信、利用者の嗜好に応じた生涯学習の推進システムの導入など、新たなサービス提供の提案がありました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第96号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第5号）を報告いたします。

委員から、子育て支援事業の放課後児童クラブ整備の補正の理由は。との質疑に。

明倫小学校放課後児童クラブにおいて、現在定員47名を受け入れています。来年度利用希望を調査したところ、10名の増員が見込まれ、待機児童の発生を防ぐため増築工事をするものです。との答弁がありました。

委員から、クアオルト健康ウォーキング整備事業370万円の補正の理由は。との質疑に。

現在の足柄、須走の2コース以外に、成美、明倫、北郷に1コースずつ設けるための調査費用です。クアオルトのウォーキングコースは、日本クアオルト研究所の厳しい基準をクリアしなければならず、歩行距離、高低差、安全性、自然治療要素、運動強度など様々な視点で調査し、報告書を納品していただく内容です。との答弁がありました。

委員から、菜の花ホールプロジェクターの設置工事について、取り付ける理由とその効果は。との質疑に。

現在常設されているプロジェクターはなく、事務室から台ごと移動してセッティングをしています。光の弱いプロジェクターのため、室内を暗くしなければならず、資料を見ることができなかつたり、メモを取ることができません。また、手動のスクリーンで、位置を決めるのに煩雑な作業が必要でした。設置工事では、スクリーンは電動となり、高性能のプロジェクターを天井からつり下げる形で常設します。利用者の利便性の向上と、会議・研修の充実が図られる効果を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、債務負担行為の補正のうち、生涯学習施設の指定管理業務8億1,000万円について、5年間の各年度配分の予定額は。との質疑に。

指定管理料は提案のあった5年間一律1億6,200万円の総額8億1,000万円を上限としたものであり、各年度の額については、毎年度締結する年度協定において、予算の範囲内で定めていきます。との答弁がありました。

委員から、最低賃金の上昇や、賃金の上げ幅が顕著になってきているが、年度ごとの賃金上昇の対応をどのように考えているのか。との質疑に。

小山町ライフデザインパートナーズの提案書では、利用料金の収入が前年度比3%アップの想

定で、人件費上昇と物価高騰に対応できる予算が組まれております。との答弁がありました。

委員から、出産祝い金100万円の増額について、今年度の支給実績と今後の見込みは。との質疑に。

11月末現在の支給実績は、第1子10万円が14人、第2子20万円が13人、第3子30万円が5人、第4子以上50万円が4人、合計36人、750万円です。今後の見込みは、第1子が18人、第2子が10人、第3子が7人、第4子以上が2人、合計37人、690万円で、令和7年度全体では73人、1,440万円を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、ここ数年の出生数の推移と今年度の出生数の見込みは。との質疑に。

令和3年度は91人、令和4年度は78人、令和5年度は79人、令和6年度は62人、今年度は母子手帳の交付状態から76人を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、今年度について、補正による実績見込み73人と、母子手帳交付状況76人で3人の差がある理由は。との質疑に。

出産祝い給付金支給要綱の要件により、出生前一定期間町内に住んでいない、若しくは、今後小山町に居住するつもりがない、又は、町税等の滞納があるといった理由により、受給資格のない人が数名いたことが理由です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第100号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会終了後、総合文化会館菜の花ホール及び須走埋蔵文化財調査箇所において、現地確認と視察を実施したことも併せて御報告いたします。

○議長（鈴木 豊君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第90号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第91号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第93号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センター及び小山町農村活性化センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第94号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第6 議案第96号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

10番 藺田豊造君。

○10番(藺田豊造君) 私は、今議会に提出されている議案第97号 小山町食の創造拠点施設及び管理に関する条例の制定について、以下の理由をもって反対いたします。

設置及び管理に関する条例であるから、むしろ議案第100号補正予算(第5号)に出てくる継続費補正、総務費7項、食の創造拠点整備事業について説明すべきですけれども、ここの議案第97号を認める限り、次の議案第100号を認めるということになりますから、ここであえて反対いたします。

この条例のもととは、国の新地方創生交付金を活用し、事業に取り組むものであります。事業総額は2億9,666万円、その2分の1の補助があると聞いております。すなわち1億4,833万円であります。

さきの全員協議会の資料によれば、旧するがおやまこども園舎をリノベーションし、農産物や富士山の水資源の利用などをし、6次産業化、あるいは、にぎわいの拠点づくり、ふるさと納税返礼品等を活用する場所をつくる。また、その指定管理者として、株式会社まちづくり公社おやまとするという説明を受けています。

そのために、食の販売やレストラン厨房、サーモン加工、あるいはクラフトビール、それらを

その場で消費する、また客席などを設けられたものであり、それで国の交付金を受けたものと私は理解をしている。9月11日に交付決定されたスケジュール表に出ているものでありますが、しかし、その後、二度にわたって販売品の見直しや室内の内装の様相が変わっております。このような腰の定まらぬ事業で町民の福利向上がいかにか果たせるか、それがいかにか寄与できるかという、私はいささか疑問を持たざるを得ません。町民の純負担額が1億833万円余もあるからです。毎年500万円を、町は540万円と言っていますけど、500万円余を町に20年支払っていくからいいじゃないかと、これでツープイできるんじゃないかという計画であります。

しかし、変更があることは当初から分かっていた。それをあえて変更をしない、そうしたことを国にも求めないでやったということは、この行動自体が羊頭狗肉にも似たことであると思ひ、さらに思えば、国の交付金措置において許されるか、また議会との意見調整も少々ありましたが、事業内容がそのために変わっていて、事業費に何らかの変化もありません。本当にやらなければならぬことは何か、又は、やりたいという意欲が伝わってこないのは私だけでしょうか。

この条例をつくるには、確かな意欲ある道筋が示されない限り、にぎわいの創出などできるものではありません。転ばぬ先のつえと言っておきたい。

反対する第二に、議案に至るまでの変化であります。すなわち、事業展開が一部の議員だけに知らされていたという部分であります。確かにいろいろな意見は出たが、11月28日の定例会初日まで知らせていなかったわけであります。これが、私が受けている事実であります。

まず、話し合いやすいところへと事前にしたと聞いていますが、事実としては、重大なことであります。当局は、議会は町の考えを受け入れる者だけに開かれたものである。その他の考えは必要でないと考えていると結論づけなければなりません。反対し疑問を呈する町民を要らないとすることと同じであります。理解し賛成して、そうしてくれる人達が責任の全てを負うとすれば、それは理解できますけれども、政治はその全てを全員で負うものであります。政治の反対者であっても、その意見は尊重されるべきだと私は思っています。

最後に、この反対の理由の一つは、これらの方々が計画した発想の貧困であります。交付金、補助金があるから、これを利用しなくてはならないと考えるのは、もう捨てるべきです。まず町に何があり、どのように利用できるか、これから先に考えるべきです。

私が手本とするのは、徳島県の上勝町のことであります。ここでは、お年寄りの方々が、庭や山にある葉を集めて、「いろどり」という名で出荷して、中には1,000万円の収入を得たとテレビで放映されていました。そういうことを私は記憶しています。この取っかかりの発想が、私はすばらしいと思っています。当時、農協の職員であった方が、料亭の仕出しに出てきた葉っぱを町の活性化につなげようとしたことです。その発想を原点に、この方々は町からの交付金、補助金体質を改めたいと考えたところでもあります。

また、高知県に馬路村というのがあります。有名な柚の産地であります。両地域とも2,000人、あるいは馬路村など1,000人を割っているところですよ。この村のポン酢には、小学生である子ども

の手紙がついています。いずれも、どの町も、自主自立を目指しているところが、我が町と違うと感じるところであります。

私達と友好を結んでいる境町では、「さつまいも」で7億円余のふるさと寄附金を得ています。

我が町は富士山があり、そこで採れる山椒やその実は他に類を見ないと私は思っています。また、金時山には「ハコネサイコ」というものがあります。これらは朝鮮人参に匹敵するものとされています。

まずは、無から有を生む、そうした発想が大事であります。まず足元を見詰め、何があるか見つけてください。どうしたら、自主自立できるかももう一度確かめ、町に寄与することを望みます。

以上が、この設置条例の反対理由であります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） ただいま議題となっております議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

このたびの小山町食の拠点施設の設置及び管理に関する条例案について、その目的、機能、そして管理運営の形態から、住民の福祉増進に合致しており、法律上の公の施設の要件を満たすものであります。また、本町の地場産品の付加価値化を高め、町の経済の活性化と財政を豊かにするための重要な施設となることから、賛成の立場として討論いたします。

本施設においては、単なる経済的な活動ではなく、具体的には地元の優良な農林水産資源を活用し、6次産業化を通じた高付加価値化を推進します。例えば、地元のサーモンやジェラートなどの具体的な加工、開発、販売事業を展開し、さらにはふるさと納税返礼品を活用した地盤の強化という福祉に直結するものと考えております。また、物販や地域交流スペースを通じて、高齢者から子どもまで、誰もが立ち寄りやすいにぎわい拠点づくりと多世代交流拠点となり、町民に開かれた安らぎの場所を提供する、まさに町民の利用に供する施設として設置されるものと確信しております。

したがいまして、本条例案に基づく本施設は、6次産業化やにぎわいの拠点づくりを通じて、小山町の未来に活力を生み出す重要な拠点での施設であると考えますので、本条例に賛成といたします。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 次に、通告により、本案に反対者の発言を許します。

9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 議案第97号に反対いたします。

その理由としましては、まず、詳細な経営計画がないということが一番の問題だと思います。事実、9月の議会の終了後に見切り発車にすぎないような状態です。まちづくり公社は、一民間企業にすぎないものでありますので、おんぶにだっこでは、設備等を変更することで約3億円も

かけることは時期早尚であり、認められないことだと思います。

以上の理由により、私は議案第97号に反対をいたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本条例案は、町内の農林水産物の高付加価値化と流通促進を図り、地域産業の活性化を目的とするものであります。

本町の豊かな農林水産物を活かし切るためには、これまでの町内の小規模事業者だけでは取り組むことが難しかった新たな加工や、販売・販路開拓を支援する拠点づくりが不可欠であります。この施設整備は、まさにそうした新たな挑戦の契機となるものであり、地域産業の未来を開く重要な一歩であると考えます。

また、事業展開に当たっては、全てを一度に完成させるのではなく、取り組むことのできる内容から着実に進めていくことが重要であります。

社会情勢の変化を十分に見極め、柔軟に対応しながら段階的に事業を進めていくことで、町としても無理のない持続的な発展が期待できます。この拠点が整備されることで、町内の生産者には新たな夢と希望が生まれ、加工業の先駆けとして新たな産業が育つ可能性が広がります。ひいては、町全体の繁栄に資する取り組みとなることを強く期待するものであります。

以上の理由から、議案第97号に賛成するものであり、賛成討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 私は、議案第97号 小山町食の創造拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定に対し、反対の討論を行います。

本案は、法令との整合性、議会への説明責任、そして事業の将来性において、あまりに欠陥が多いためです。

反対の理由は大きく三つです。

第1点は、公の施設としての実態が欠如している点です。条例で「土日祝日を休館」と定めていることは致命的です。多くの町民が利用できる休日を閉ざし、一部の会社が返礼品を作るためにだけ稼働させる施設は、地方自治法が定める住民福祉の増進に寄与していません。これは公の施設ではなく、実質的な公設民営の専用工場です。特定の営利活動のために、建設費や維持費を税金で丸抱えすることは公益に反します。

第2点は、議会への説明が二転三転している点です。僅か2週間前の全員協議会では「夜間開館」と説明しておきながら、本条例案では何の説明もなく「夕方5時閉館」に変更されました。都合よく前提条件を書き換えて議決を迫る手法は、議会軽視も甚だしく、計画全体の信頼性を著

しく損なっています。

第3点は、予算の根拠と、事業の法的リスクが極めて高い点です。関連する補正予算案には、委員会で中止したと認めた設備費が削除されずに残っています。使わない予算を計上することは、実質的に架空計上であり、財政規律上、許されません。さらに事業環境は激変しています。一昨日の裕福層への控除制限の報道に加え、総務省は経費ルールの厳格化を進めています。国の補助金で工場を建設し、見かけ上の経費を下げるこの手法が、実質的な経費40%~50%ルールの抜け穴をつく行為とみなされれば、最大3年間の指定停止という重いペナルティーを受けるリスクがあります。そうなれば、数十億円規模の寄附を失うことになります。また、6月議会のふるさと納税自動販売機についても、半年計画しても設置の動きがなく、国の承認手続が滞っているのではないかとの懸念も拭えません。

このような不透明な状況で3億円もの工場を建てることは、将来の町民に巨額の借金を残す無謀な賭けです。

結論として、説明責任、法令遵守、そして経営見通しの全てにおいて欠陥がある本議案を現段階で承認することは、町民への背信行為です。

よって、本議案に対し断固反対いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで午後1時15分まで休憩とします。

午後0時12分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第98号 小山町立学校等使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第99号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第100号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 菌田豊造君。

○10番(菌田豊造君) 総務建設委員長に御質問します。

この一般会計補正の第5号の、ページ数でいくと、第3表繰越明許費であります。

7款2項土木費2億1,825万円、町の町道整備事業費であります。私達は9月に道路の陥没事故に遭い、その賠償をしたとありました。町道での車事故があつて、町の道路の整備不備が明らかになった点で、今回大きな金額が残っているが、委員長がさしたる質疑もなく多数決で決まったと言いますけれども、さしたる中に、このような質疑があつたかないかをお尋ねいたします。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○総務建設委員長(小林千江子君) 菌田豊造議員にお答えいたします。

お問合せをいただきました質疑に関しましては、総務建設委員会にてそのような質疑等々は行われませんでした。

以上をもってお答えいたします。

○議長(鈴木 豊君) ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第100号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第101号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第102号 令和7年度小山町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（鈴木 豊君） 日程第13 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配布しましたとおり、12月19日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員を、12月22日に南足柄市で開催されます小山町・南足柄市議会議員交流会に全議員を、令和8年1月13日に小山町で開催されます県際広域防災調整連絡会に副議長を、1月16日に開成町で開催されます先進地視察研修に全議員を、1月21日から23日に千葉県千葉市、茨城県常総市及びつくば市で開催されます駿東郡町議会議長会視察研修会に副議長を、2月2日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会広報研修会に広報広聴委員会委員を、2月3日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会政策研修会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、同意第6号 小山町監査委員の選任についての1件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号の1件の議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配布されておりますので、よろしく願います。

---

追加日程第1

町長提案説明

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、同意第6号の1件について、提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第6号 小山町監査委員の選任についてであります。

本年12月31日をもって、識見を有する監査委員であります池谷 浩さんの任期が満了となります。

池谷 浩さんは、小山町監査委員として、平成22年に就任され、現在まで4期16年の長きにわたり代表監査委員として大変御尽力を賜りました。改めて心より感謝を申し上げるところであり

ます。

後任といたしまして、上野区にお住まいの池谷智明さんを監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

池谷さんは、株式会社ジーシーに入社され、グループ会社の副社長や常務取締役の役職に就任するなど、責任ある重要な業務を長年経験され、人格は高潔で、予算、決算等の実績管理や事業の経営管理に関して優れた識見を有しており、監査委員として適任者であります。

つきましては、このたび、識見を有する監査委員として、池谷智明さんを選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和8年1月1日から令和11年12月31日までの4年間であります。

以上であります。

---

追加日程第2 同意第6号 小山町監査委員の選任について

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第2 同意第6号 小山町監査委員の選任についてを議題とします。

内容説明については、提案説明にありますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第6号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、同意第6号は、これに同意することに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和7年第5回小山町議会12月定例会を閉会します。

午後1時30分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊

署 名 議 員 臼 井 光 昭

署 名 議 員 小 林 千江子